
令和7年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和7年6月16日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月16日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	12番 伊藤 善康君
13番 熊懷 和明君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(1名)

11番 佐藤 湛陽君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君	農政第一係長	井上 慎也君
林政係長	加藤 彩君		

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。9 番、岩淵和明議員の発言を許可します。9 番、岩淵和明議員。

○議員（9 番 岩淵 和明君） 9 番の岩淵和明と申します。議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

トップバッターということで、傍聴いただいている皆さん、傍聴いただきありがとうございます。よろしくお願いします。

さて、まず最初に、イスラエルとイランの紛争がまた拡大しているということで非常に心配しているところです。紛争ということになるかと思いますが、これが全面戦争にならないことをまず願うと同時に、日本に与える影響といったところも危惧しているところです。そういう意味では、物価高騰対策とかいろいろやっているところですけども、よく注視していきたいというふうに思っているところです。

一般質問、私のほうからは、今、国会でも審議しているとおり、令和6年5月の改正食料・農業・農村基本法の成立を受けて、今年4月11日に食料・農業・農村基本計画、基本計画と申しますけれども、閣議決定されております。

うきは市の農業は、令和5年の産出額合計が76億で県内6番目ということで、そういう状況の中で、うきは市の農業施策の実施状況を伺い、今後の農政への課題についてただしていきたいというふうに思っています。そこで、以下の点についてお尋ねさせていただきます。

全部で4点ありますけれども、まず第1は、政府が策定した食料・農業・農村基本計画について、基本計画が、うきは市の農業に与える施策の影響について、市長の所見をお尋ねしたいというふうに思っています。

第2に、農業経営基盤促進基本構想、以下、基本構想と申しますけれども、その構想どおりに進行しているのか、お尋ねしたいというふうに思っております。

効率的、かつ安定的な農業経営を育成し、農業生産の相当部分を担う構造をつくるため、政府は農業経営基盤強化促進法、これを基本強化法というふうに申し上げます。——による認定農業者制度や中間管理機構を活用した農用地の集積を推進するとしております。

うきは市は、基盤強化法を推進するとして、農業経営基盤促進基本構想を策定して、この基本構想を基に施策を行っております。

事業の実施で課題となっている担い手の中心となる認定農業者、これが減少している。それから、生産組織の法人化への移行の状況、農地の集積に関する目標達成状況など、それぞれの課題に関して所見をお尋ねしたいというふうに思います。

3点目に、副業的農家等の多様な農業者による農地の確保は、環境保全や農業振興を図る視点から、中山間地や果樹を持つうきは市として、重要なポイントと考えております。基本構想では、位置づけが弱いと考えますが、果樹に特化した技術指導、高温対策の研修、機械共同化、鳥獣害対策など、就農者及び担い手確保への支援策について検討できないか、所見をお尋ねしたいと思います。

第4点に、今申し上げた当面する課題の遂行を法律の全体の構成と連携を図るために通常業務に取り入れを図り、うきは市の基幹産業としての位置づけを明確にした地域の活性化と持続可能な農業振興を中長期で施策の検討を図る必要があると認識しております。そこで、農業振興基本条例の制定を検討できないか、所見をお尋ねしたい。

以上4点です。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） おはようございます。

ただいま農業基本条例の制定について、大きく4つの御質問をいただきました。

1点目の食料・農業・農村基本計画が、うきは市の農業に与える施策の影響についての御質問でございますが、議員御説明のとおり、国の食料・農業・農村基本計画は、本年4月に閣議決定をされましたが、食料安全保障の確保、また、農業経営の収益力向上、食料システム全体での環境負荷低減、総合的な農村振興などの施策の方向性が盛り込まれているものでございます。

同計画は、農業における、特に中山間地域での担い手不足、気候変動による高温や病害の影響、鳥獣害の深刻化などを課題とする本市の農業施策に大きく関係するものと考えております。

計画の中で、特に影響があると思われるのが、米、麦、大豆を中心とする土地利用型の農業であり、国では食料の安定供給と食料安全保障の確保の観点から水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討が行われております。

今後、国や県からの情報をしっかりと収集し、本市の農業発展に寄与する事業展開につなげていきたい、このように考えております。

2点目のうきは市農業経営基盤促進基本構想に基づく、認定農業者の減少、生産組織の法人化への移行、農地の集積に関する目標達成などの課題に関しての考えを伺うとの御質問でございます。

本市の農業を持続可能な形で次世代へ継承していくためには、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これに基づく取組を着実に進めることが不可欠であると認識しております。

まず、認定農業者についてでございますが、令和元年と令和6年度末の比較では、認定農業者は6名の減少となっており、緩やかに減少傾向にあると認識しております。これは地域農業の担い手の減少に直結するものであり、非常に深刻な課題であるというふうに受け止めております。

今後も就農準備資金、経営開始資金や経営発展支援事業などを活用しながら、新規就農者の育成確保に注力し、認定農業者へのステップアップを支援してまいりたいと考えております。

次に、営農組織の法人化の促進についてです。

本市では、これまで関係機関とともに、集落営農組織の法人化を支援してまいりましたが、担い手の高齢化や地域内の合意形成の困難さといった課題に直面しているのが現状でございます。今後においても地域ごとに、状況に応じて個別に対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、農地の集積に関する目標達成についてでございますが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これにおいては、集積率の目標を80%としております。その中で現状、本市では約57%の集積率となっております。現状と目標の差の要因についてですが、計画では、国の集積目標を目指す形での目標設定として、80%を設定しておりますが、本市においては、米、麦、大豆に比べ、集積が困難な果樹、園芸品目の生産が多いこと、平たん地に比べ集積が困難な中山間地の農地が多いこと、そのような理由から目標集積率に至っていない現状にあるというふうに認識をしているところでございます。

今後も各地の実情に応じた支援を進め、集積、集約化を後押ししてまいりたいと考えております。

3点目の担い手確保のための副業的農家への支援として、果樹に特化した技術指導、高温対策の研修、機械共同化、鳥獣害対策等を検討できないかとの御質問でございます。

本市において果樹園芸農業は、地域経済や景観の形成において重要な役割を果たしており、特に専業農家だけでなく、副業的農家の方々や新規就農者など多様な農業者による営農は、農業だけでなく、集落環境の維持発展に資するものと認識をしております。

まず、御質問にあります技術対策等については、本市で生産が盛んな果樹も含め、福岡県の普及指導センターに相談をいただければ、適切に管理方法などについて御指導いただけるものと認識をいたしております。

機械の共同化については、認定農業者等に対しては、一定規模の面積を集約していただくことで、県への事業要望が可能となりますが、副業的農家に対しては、そういった支援制度はない状況でございます。

ソフト面では、本市独自の取組として、農業者向けに土づくりを主とした農業セミナーを毎週1回程度開催いたしております。この講習に参加をしていただくことで、栽培技術や防虫対策など、農業の基本的なことから応用まで学べる場を提供しているところでございます。

課題は多くございますが、課題解決に向けては、国や県の事業、また、市の単独、独自の事業も継続的に行いながら、引き続き就農者の支援と多様な担い手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4点目のうきは市の基幹産業としての位置づけを明記し、地域の活性化と持続可能な農業振興を中長期で施策に検討を図るため、農業振興基本条例の制定を検討できないかとの御質問でございます。

本市においては、農業は地域の基幹産業として、経済、環境、景観保持、また、地域の文化などの面で重要な役割を果たしており、今後も引き続き、その振興は市政の重要な課題であると認識をしております。

以前から御説明申し上げておりますとおり、うきは市におきましては、福岡県の農林水産振興基本計画を基本とし、関係機関との協議に基づいた上で、うきは市として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これを策定しているところでございます。

議員から農業振興基本条例の制定につきまして御指摘がございましたが、まずは、改正された国の食料・農業・農村基本計画、また、これを受けて、恐らく改定がされるであろう県の農林水産振興基本計画、このような上位の計画に基づき、現行の本市の基本構想、これをしっかり見直すことを注力してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 御答弁いただきましたけれども、細かい点について少し追加で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、第1点目の政府が策定した基本計画についての捉え方についてですけど、これから予算も含めて来年に向けて具体的にどういった形になるか。非常に細かい内容になっていましたので、私も全部読み取り切れていないところがあります。ただ、いずれにしても、基本計画の与える影響というのは、5年スパンで見るのか、10年スパンで見るのかは別として、当面5年間のスパンでどういった形で進めるのか。今、地域懇談会をやっているところですけども、それが具体的に政府が予算も含めて、どういうふうに肉づけされてくるのかといったところもあるかと思います。そこはちょっとお互いに注視していきたいというところで認識は一致させていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、まだスタートしたばかりですけども、ただ、今現在やっている基本構想との関係も含め、そこは基本構想をどういうふうに見直すのかというのも含めて出てくるかと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。これは要請にとどめたいと思います。

具体的に、第2点目の基本構想の想定どおりに施策が進んでいるかどうかという質問についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、基本構想について、うきは市が市のホームページ上に掲載していない理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 1点目の要望になりましたが、国の計画に基づいてということは、しっかりと取り組ませていただきたいと思いますし、何よりありがたく思っておりますのは、今回も本年の4月という、まだ直近の段階で国が改正をされた計画について、しっかりと研究をしていただきながら、このような議会場で岩淵議員から御発言をいただいております。また、このところ、議会を通じて、様々、本市の基幹産業である農業政策について御質問や御提言をいただいておりますので、先ほど議員がおっしゃられたように、市単独ではなく、市と議員の皆様と両輪となって、この市の基幹産業の農業をいかに盛り上げていくか、しっかりと考えを取りまとめてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目につきましては、農林振興課長より答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 森山農林振興課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 農林振興課、森山です。よろしくお願いします。

基本構想をホームページのほうで公開していないのはという御質問だと思います。基本構想は

農業委員会等を通じて関係各所に情報提供は行っているとは認識しておりますが、今後は議員御指摘のとおり、より深く、広く、分かりやすく、市民や農業者の皆様に向けて公開の在り方について、公開することに関して検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） すみません、ちょっとしつこいようですが、掲載していない理由、各地方自治体は大体しているんですね。ただ、八女市は基本計画をつくっているんですね。条例に基づいて多分つくっていると思うんですけど、公開しなかった理由は何かあるかというふうに尋ねたんですけど、その辺はどうですか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 課長に答弁させてもいいんですが、すみません、邪推かもしれませんが、先ほど岩淵議員がおっしゃられたように、八女市さんのように条例等に基づいて施行されている、いわゆる計画的なものであれば、ホームページ上に例規として載せるというような考え方で載せているというふうに思うんですが、そういったものにかからない構想的なものですので、関係者にはしっかり周知をしておりますが、広くホームページ等では掲載ができていなかったというふうに認識をしておりますので、先ほどの課長の答弁のとおり、今後広く御理解をいただく内容であれば、しっかりとそういったホームページ等でも掲載を考えてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） 分かりました。形式上の話を幾らしても仕方ないんで、その辺はあれです。ただ、うきは市にとって、農業って、やっぱり基幹産業だというふうにこの間位置づけているという関係からすると、全体の理解を醸成していくという意味では大事だと思いますので、ぜひその辺を考慮いただくよう、改めてお願いしたいと思います。

次に、基本構想についてですけれども、先ほどそれぞれ質問させていただいた認定農業者、営農組織関係の法人化の問題、それから集積の問題、お答えいただきました。

私自身がこの基本構想についてどういう印象を持っているかというのをちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、基本構想の基になっている基盤強化法というのがありますけれども、そこで位置づけられているのは、農業は民間経営体というふうに位置づけされていて、経営努力による農業の変革を促すものということで理解をしていますが、根本である食料生産を民間経営体と位置づけることに少し違和感を持っているところであります。

効率化や安定化、あるいは近代化という点では異論は当然ないですけれども、農業従事者の参画なしには進まないことは明らかだと思うんですね。しかし、それは全体として理解が進んでいるというふうにはなかなか思えないという現実があるということ。

令和４年３月の全国市長会のときに意見書が出されているんですね。意見書は全部で７項目あ

りますけれども、農業生産の取組の状況はそれぞれの地域で違いがありますね。違いがあつて、地域性や自主性、柔軟性や理解醸成、あるいは財政支援というようなことの7項目をずっと書いてあるんですけれども、大きな課題である担い手についても、地域計画に参画すべき農業従事者が来ないという状況が実は生まれているわけですね。

今年の3月末に一応ホームページ上に公開されていますけれども、産業としての農業の位置づけが弱くて、民間経営と位置づけて、土地の流動化と法人化だけで、この農業が解決するのか。要するに一般民間企業でいえば合理化だというようなことになるわけですが、そういう考え方で、ある意味でいうと私の受け止め方、間違っているのかもしれないけど、新自由主義的な発想に基づく農業の経営の在り方について、上からの法律的な網掛けをしているというふうな位置づけなんだろうと。

そこに実を言うと、農業者自身が参画し切れていない、ここの弱さがやっぱりあるんだろうというふうに。そのことをこの基本計画を読みながら、あるいは上位法の経営改善促進法そのものを読みながら、ずっと感じることなんです。

配付してしいる資料で少し話をさせていただきたいと思います。

実は、最初の1ページは後でまた説明しますが、3ページ目を御覧いただきたいのは、これは農水省のホームページから検索して拾ったものですが、全国の認定農業者の数の推移、先ほどうきは市は令和元年から6名減少していると。やっぱり同じように、全国的にも減少しているということで、うち法人が2024年のところで、全体で21万7,000経営体ということになると思います。そのうち法人が2.9万経営体ということになる。

それから、4ページを見ると、認定農業者も高齢化が進んでいるという実態がそこに出ているということになります。これはここに書いているとおり、ちょっと白黒のコピーですので分かりにくいところがあるかもしれませんが、65歳のところは42.5%になっているということで、これが年々拡大している。逆に言うと、若い農業経営体がどんどん膨らんでいるというふうな状況にないということなんだろうと思います。

うきは市の令和2年度時点で65歳以上が、農業センサスの調査の時点の話ですが、61.2%を占めていました。それから今年、農業センサスの調査がありますけれども、5年が経過しておりますので、また、それより5歳年齢が上にいっているということは確実だと思います。

それから、うきは市の認定農業者の推移、さっき御答弁がありましたように、5年前より6人減少している。地域の担い手が育っているという認識や、地域での集積、集約への見通しが立っているのかどうか、その辺は、市長は今、何か感想があつたら、ちょっとお尋ねをしたい。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） 様々御意見等をいただいたところでございますが、まさに岩淵議員が

おっしゃられる部分の中で、特に参画し切れていないという言葉が使われたと思うんですが、私も同じ認識であります。というのが、岩淵議員の個人的な見解ということでのお話ではあったんですが、おっしゃられるように国の食料に関わることで、国がもう少しというような思いが少し岩淵議員のお話の中から読み取れた部分だったと思うんですが、一方で、それぞれの事業者での事業ですよということになっているということは現実的な乖離があるんじゃないかというようなお話だったと思うんですが、これまでの間も一貫して、方向性は同じだったというふうに考えております。

ただ、これまでの間が、しっかりとやっぱり食料に関わる部分、そして国の根幹に関わる部分ですので、国として産業の保護であるとか、そういったこと、財政面の保護もあれば、様々な取組の保護もあろうかと思いますが、そういったことをやってこられて、あと政策も、どんどん作るような政策になったかと思えば、大分前になります減反の政策になったりとかということで、国策として、政策として、様々な影響を与えてきたようなところが農業政策の中にはあるんじゃないかと思っておりますし、それに携わる農業の皆様も、経営は当然昔からそれぞれの営農の農家さん方、そして御家族、もしくは法人等で営まれている中で、そういう国策に影響を受けてこられたというふうに思っています。

直近の中で、先ほど岩淵議員も参画し切れていないんじゃないかというようなところがあったと思いますが、今、まさに大きな転換点になっているのではないかなというような認識であります。というのも、今回の令和の米騒動と言われるような一連の動きもそうなんですが、国として今後の農業政策、基本的な政策は先ほど申し上げたような食料・農業・農村基本法等で定めて、そして実行計画等もしっかり出しているんですが、いわゆるそういった今までの産業を保護していくような取組でありますとか動き、そういったところが過去に比べて少し形が変わってきたり、スピード感が変わってきたりしているんじゃないかなというような思いがあります。これはあんまり私がここで言うのもなんですが、やっぱり国の経済成長著しい頃の日本と今の日本とで違ったりとか、様々、ここは市議会ですので、国の現状についてどうこう言うのは差し控えたいとは思いますが、そのようなことが様々関係をしながらなっているのかなというようなところであります。あとはデジタルとか、様々な技術の進展、そこにも参画できていない営農の皆さんもいらっしゃるのかなというふうに思っているところであります。

ですので、最終的に、議員の質問のほうに帰らせていただきますが、集積、集約が進んでいるというような認識を持っているかというところでいけば、先ほど数字もお示ししましたが、今57%の集積率になっていることについては一定進んできているものというふうに認識をしています。特に、平地の水田等を活用した米麦、大豆等を作るようなところに関しては、農業法人さんや農事組合法人さんを中心として一定の集約が進んでおりますし、集約がなかなか進んでいない

ところは、昔ながらの圃場で圃場整備がうまく進んでいなくて、なかなか集積ができない、集約ができないというようなところが今後の課題なんだろうなというふうに思っておりますし、あとは先ほど申し上げたように、どうしても中山間地の農地でありますとか、果樹園地でありますとか、こういったところはなかなか集約が進まないというところが数値的に出ているのかなというふうな認識でおりますが、しっかりと果樹でも幅広くやっていきたいというような、若手の果樹農家さん方もいらっしゃいますので、そういった方々に今、どうにか集積、集約の道はなかろうかというような御相談を申し上げているところですので、この数値に対しても、今後も上げていくように鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 2番目の先ほどの質問の中で、実は地域計画が先ほど公表されているといったところです。地域計画は多分、担当課もそうですけれども、市長も御覧になっていると思うんです。これは10年スパンで考える計画だったと思うんですけれども、現状の集積率と将来の目標とする集積率というのは、数値が全く同じなんですね。書かれている項目、まだ、これは見たばかりなんで全部は集約できていませんけれども、高いところで60%か70%を超えているところもありましたけれども、うきは市の特徴的なところは、この地域間によるばらつき、当然、これはうきは市だけじゃないかもしれませんね。ほかの地域でも同じだと思うんですが、地域の産物によって、多分集積できる、できない。だけれども、それだけが農業ではないよな——というのが、この基本構想、あるいは促進法でいわれている中で、特に強調している分はそういったところだったんですけど、さっきちょっと個人的な見解ということで言ったんです。それだけで農業って集約できるわけじゃないよなというのをつくづく思うんです。

そういう意味で、先ほど市長会の意見というのは、地域性や独自性、あるいは在り方について、それぞれの地域によって、もっと支援してほしいと、逆に言う。そういったことを要望、意見書として出しているという中身であったというふうに思います。

そういった認識があるので、それはそのとおりだと。うきは市で一番やっぱり困難なのは、さっき基本構想について考えを伺ってきたところで、認定農業者、営農法人については、具体的には数値はお示しされなかったんですけども、現実には、法人化されたのは4つかな、4つだったと思いますけれども、4法人、あと営農組合も合わせて9つあるというような状況、全部で13、組織されていると。これは実をいうと増えて——もちろん、増えていないというか、増える素地があるかどうか分からないところがあるけれども、いずれにしても、法人化の動きというのは今のところ見えていないということなんだろう。

それから、集積のところについては、先ほど御説明がありました57%。ただ、これも地域計画を基に、地域計画でそれぞれの地域の集積率を計算していくと、パーセンテージがそれぞれ出

てくるんですけれども、基本は農用地をベースにして、集積ができています比率で、当然ですけど、出されているわけなんで、逆にすると、集積されている面積がどのくらいかなということちょっと1つずつ——全体合計が出ていなかったのだから分らないんですけど、当然、地域によってこれも全然違うわけなんですけれども、できているところの平均で58%、平たん地部分。山麓地域及び中山間地をしているところは平均で28.9%、これは私が勝手に数字を出したところなんですけれども。実をいうとそういう格差はあるんだろうと思います。この格差をどうやってするのかといったところも、実をいうと担い手の問題、集積の問題、それから土地の整備の問題というのが意見としてたくさん出ている。これがやっぱり、うきは市の産業の、農業の事情から出てくる要望なんだろうと思う。これをやっぱりきちんと着手しないといけないんじゃないかなというのが読み取った感想だったんです。

そういう点で、農業施策全体について、改めて今、基本構想に基づいて、多くはされているんですけど、そこはやっぱりもうちょっと見直ししないといけないんじゃないかといったところが2点目で言いたかったところです。

そういうところがありますので、ぜひ担い手を確保する意味でも、その作業が必要になってくるというふうなことを思ったところです。何かありましたら。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 時間もありませんから簡潔にですが、議員がおっしゃられる、まさに中山間地の農地を今後いかにしていくのが一つ大きな鍵になるというふうに考えております。幾つかにしっかりときちんと分類をして、しっかりと担い手をつけて活用していく農地、園地、そして、一方でとにかくもう誰もできる状況にない、もしくはかなり荒廃をしているというところがあれば、しっかりと山に戻していったりとか、様々農地外の用途として整備をしていかなければならない土地、また、どちらにも属さないようなところに関しては、また違った用途というようなことがあろうかと思いますが、一番最初に申し上げた、しっかりと残してつないでいかなければならない園地や農地に関して、新たな担い手をつけるというのが今までの策の一番柱だったんですが、これを先ほど集約、集積の話もありましたけれども、既存でやっている方の事業の一角に加えていけるような方策、平地の米麦では、今どんどん進んでいるようなやり方と全く同じじゃ難しいと思うんですが、何らかのやり方であるとか、何らかの支援を通じてそういうことができないかどうかというのは、大いに検討するところがあると思います。

また、そういった、いわゆる企業とか法人とか営農組合法人とかということになれば、そこで、いわゆる自分で機械とか土地とかを持たずに、働き手として入っていただいて、農業に関われるような働き方も今新たに出てきておりますし、現にこの平地の米麦、大豆をやられている法人のところには、社員というような形で入って、オペレーターとかいろんなことをやりながら、農業

には従事しているんだけど、実際に自分は農地を持っているわけでも、自分が出荷者とか生産者としてやっているわけでもないというような、いわゆる働き手としての農業従事者の方も出てきておりますので、そういったような働き方ですね、これはこの地域では新たな働き方、基本的にはこの地域で家族経営とか、そういうのが基本でしたので、様々なやり方を通じて、この中山間地の農地について、しっかり取り組むことが本市の今後、そして先ほど議員が御指摘されている集積、集約の数値の向上にもつながっていくものと考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） その辺の意見、課題があるということを申し上げて、次に移ります。

3点目に、副業的農家、多様な農業者について御質問させていただきましたけれども、ただ、集落環境の維持発展に資するということで認識して、重要だというふうに御答弁あったというふうに思っています。

ただ、基本構想の中では、非常に位置づけが僕は弱いという言い方をしたんですけど、どちらかというと切り捨てていくというような中身だなというふうに思っている。

基本構想では、小規模農業の位置づけについて、高齢化が進んで、土地利用型農業、いわゆる労働集約ができないということで記載されております。担い手不足の深刻化、または機械更新コストなどの負担から、農地の流動化、継承されない遊休地化が進む対象と位置づけています。集積が遅れ、周辺の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがあるというふうに構想の中では書かれているんですね。

小規模農業、副業的農家は農業ではないと思われる記載ではないかなというふうに感じています。そういう意味で、小規模農家の営農について、どう生かすかということが実をいうと何も示されていないんです。さっき御答弁の中でも、支援はありませんというふうなことでしたですね。そのとおりなんです。

資料をちょっと説明させていただきます。添付している資料の1ページを見ていただくと、これは農業産出額の上から順番にソートした結果ですので、そう考えると、うきは市は上から6番目、76億6,000万円ということになっています。ところが、真ん中の果実のところは430と書いている。43億円ということになります。これはざっと見ていただければ2番目になります。

2ページ目にお示ししているのは、これが私が作った、これを基にして経年変化を図で表したものであります。右上が類別産出額ということで、米類、麦類、豆類、それから、野菜、果実類ということで、ちょっと色分けしていないところは分かりにくいかもしれませんが、そういつ

たところ。左下のほうに、それぞれの産物について出ております。柿、ブドウが圧倒的に多いわけですけど、柿が16億6,000万円、ブドウが17億5,000万円ということで、令和5年の実績ということで報告が出されています。

それから、ちょっと飛びまして5ページになりますけれども、5ページには、これは農林振興課から去年御提出いただいた資料になります。右側の経営体数の推移ということで、2段目に経営規模別ということで書かれております。これを御覧いただくと、令和2年のところを見て、0.5から1.0ヘクタールというのが376、1.0から1.5は183、それから、その前段の0.3から0.5、そういうふうに小規模が多いという実態があるわけですね。

その2つ下の作付・飼養別経営体数ということで、果樹について言えば、平成27年度622から令和2年度は523ということで、経営体数も下がっているという実態に改めてなっています。そのことを御覧いただきながら、副業的な話になりますけれども、こういったのは、例えば耳納の里とか、あるいは道の駅とか、そういったところでも販売されている方もいらっしゃいます。そういう点では直売所とか、あとは自分でルートを探していくといったところも含めてあるんだろうと思います。

そういう意味では、うきは市が全国で誇れる一大産地というふうに基本構想でも言っていますが、さっきもちょっと言いましたが、果樹の集積をしていく、あるいは、その産物として一番生産物の多いところを、どう基盤整備を図っていくのかといったところが、さっきも言いましたように大事ではないかなというふうに思っている。総務産業常任委員会で昨年視察を行ってきておりますけれども、そういった意味でも、そういった施策を具体的に示さない限り、担い手をつないでいく、継承していくというのはやっぱり難しいんだろうというふうに思うんです。

その辺のところでは、集積計画、基本計画のところでは80%とちゃんと書いてあるんですね。でも全体では57%。さっき言ったように、地域の産物によって全然違ってくると。

その計画はそのままにして、これからも進めるんですか、そういう意味でいうと。その辺はどう考えておられるのか、ちょっともう一回確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、（3）の部分ですね、副業的農家への支援、また小規模農家等の支援とか、あと集積に関わる部分で様々な御意見や御提案をいただきましたが、先ほど1個前の答弁で結構この内容について申し上げたので、そこをまた、アーカイブで見いただければいいのかなというふうに思っております。一定、考え方をお伝えしたつもりですので。

議員が前半部分でおっしゃられた小規模農家さんとか副業的農家さん、支援がなかなかないんじゃないかというようなことだったんですが、今回題材に取り上げていただいている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのは、基本的には、もう冒頭の言葉にあるように農

業経営の基盤と、要は集積、集約のお話も途中でいただいておりますが、そういった形で大きく集約、集積していくという、いわゆる大きな経営のほうをやっていくところに関する基本的な構想とかということになってこようかと思っていますので、なかなかそういったところで、小規模農家、また副業的農家というところの取組のところが見えないというところは、ちょっと対象の視点が違っているという部分も若干あるのかなというところはあります。

市として、先ほど支援がないと申し上げたのは、農業機械等を買うような、個人で小規模とか、農家の方が買うところを支援するスキームはないんですが、例えば、営農組合ではないんですが、幾つかの農家さんで一緒になって使うんだということで、組合的なものをやっていただければ、県のほうに申請というか、お願いをすることは可能なのかなというふうには思っております。ですので、個別の小規模で農業を営まれるのは全然いいと思いますし、特に先ほどお話があった中山間地とかは、基本的には小規模であったり、副業的な農業をされる方が中心になると思います。しかしながら、やっぱり何かしらの経営支援であるとか、そういう機器を買うとかという大きな支援を受けるときには、可能であれば、同じような経営をされているような方が幾つか集まって支援を受けるというような形をつくることで、県とかの支援も受けやすくなるのかなというふうな認識でおりますので、今後に関しては、これまでの取組に併せて、そういった、これまでも農林振興課のほうでしっかりやっていたいただいているんですが、これまで以上にしっかりそういったことも含めて支援を受けられますよというようなところについては、しっかりと情報提供をしてまいりたいというふうに考えているところです。そういったことで考えております。

あと、今これまでの間に様々お話をいただいたんですが、とにかくその中山間地域で小規模農家、副業的農家の皆さんに農業に従事していただくというところに関しては、私たちも、これはもう基礎自治体の市が独自でやる支援施策等でしっかりカバーしていかなきゃならないのかなというように思いもありますので、そういったところで、今年度、御承知のとおり、獣害対策に少し重きを置いて予算づけをお認めいただいたところですが、あと6月にワンヘルスの推進宣言も行いました。これに合わせて、またしっかりとそういった鳥獣害対策についても、県から予算をしっかりといただけるような取組を進めてまいりたいと思っておりますので、そういったいわゆるソフト面においても小規模農家さんであったり、中山間地で農業を営まれる方々の支援に関しては、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そういう意味では、例えば、うきは市の予算の中で、果樹に関する振興費というのがあるんですね。これは、そのほとんどは鳥獣害対策なんですね。

決算書をずっと調べていくと、市の補助金というのは、横断的に、いろいろあるけれども、500万で頭打ちだったものが、令和7年で600万ということで100万上乗せされています。

ただ、自己負担のほうが圧倒的に多いわけですね。そういう意味では、さっき言いましたけれども、農業集積・集約というか、そのために必要な基盤整備だとか言ったことも含めて、そういう果樹生産を営む方々への支援というのは、やっぱり必要になってくるんだろうというふうに思います。

それから、実はその基本法の中では、基本構想に関係が出てくると思うんですけども、基となる基本強化法のところで、地方自治体の責務というのを第2条で一応書かれているわけですね。そういう意味では、そこには研究開発、いわゆる技術の普及、当然施設の費用導入とか、近代化のためのいろんな対策を地方自治体が総合的に推進するように努めなければならないと。これは具体的に何か書いているわけじゃないんです。

そういったのも法律上、位置づけられているので、単に集積・集約、法人化だとかということだけではなくて、それぞれさっき言ったように、市長会で意見を上げていますけれども、具体的にはそういったところに手をつけていかないと、基本構想自体が、ただ単にそれだけやっていると、さっき私が言ったように、新自由主義的だというふうに言ったんだけど、そういったことだけに特化された状況になっているというのが現実なんだと。

さっき言ったように副業的農業も含めて、そこに必要だ、地域的な特性があるからそれをやらなきゃいけないということが基本的な法律の趣旨ではないのかなというふうに私は理解したいと思っています。ぜひその辺はお願いをしたい。

時間があと2分になりましたので、最後に4点目だけ、そういう意味で、今ずっと言ってきたところですけども、基本条例を制定してほしいというのは、そういう趣旨なんです。今言ってきた、そういったところで、基本構想の中では漏れている部分というか、捉え切れていない部分がいっぱいあるんですね。それをやっぱり総合的に見ていくような通常業務として考えてほしい。お答えは前回の市長さんが替わりましたが、それと同じで、基本構想を持っているからいいということなんだろうと思うんですけど、私はそこでは、全部が網羅できていないというふうに思っているところなんです。そこをもう一回お願いしたい。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ありがとうございます。この1時間で岩淵議員がお考えのことがよく分かりました。

先ほど申し上げたように小規模とか副業的農家についての取組は個別に別途やっておりますので、やっていないことはないんですが、そういったものも含めた条例と、農業全体の方向性が見えるような条例の制定をしてほしいんだというような趣旨だということが今伝わってまいりましたので、ちょっと農政とも話をしながら、小規模農家、副業的農家の皆さんへの市の支援であるとか、全体的な農業の政策に対する考え方が見えるような方向性については検討させていただき

たいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 最初に申し上げたように、こちら新たに基本法を改正して基本計画をつくるということもあります。そういう意味で、この機会を逃して施策を見直しするというのはなかなかないことだろうと思っていますので、ぜひ検討いただいて、うきは市の農業が本当に新しい人材も入れるような、そういった基礎的なところをもう一度見直していただければありがたいなというふうに思っています。また発言する機会もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで9番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩としたいと思います。再開は10時15分より行います。休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、13番熊懷和明議員の発言を許可いたします。13番、熊懷和明議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） おはようございます。13番、熊懷でございます。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

1、農業政策について。

昨年は1俵1万3,000円でしたが、今年は2万2,000円。収穫後、米の買取り業者が買い集めていました。何で高くなったかは分かりません。いつもと米の生産量は変わらないと思いますが、国内で消費する米の量を維持していくためには、やっぱり今後、個人で農業をされている方々にどう米作りを続けていただくのかが大事だと私は思います。

そこで、（1）うきは市内の小規模農家の営農活動を今後どのように維持していくのか、考えを伺います。

次に、（2）農業機械の高騰により農家の負担が増しているが、今後の市の対策等の考えを伺います。

以上2点についてお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま農業政策について、大きく2つの御質問をいただきました。

1つ目の、うきは市内の小規模農家の営農活動を今後どのように維持していくのか、あと2点目の、農業機械の高騰により農家の負担が増しているが、今後の市の対策等の考えについて伺うとの御質問であったと思いますが、関連がございますので、一括して回答させていただきます。

先ほど岩淵議員の質問の中で、小規模農家、また、副業的農家についての取組や今後の考え方については一定述べさせていただきましたので、重複することも多々あるかと思いますが、本市における農業の特徴といたしまして、小規模ながらも多様性に富んだ家族経営農家が多く、手間暇をかけた高品質な農作物の生産を通じて、地産地消や観光振興にも寄与してきたというような点が挙げられるというふうに思っております。

一方で、近年、議員の御指摘にもありましたように、原材料費や物流コスト、人件費、また、今回御質問いただいておりますトラクターや管理機などの農業用機械の価格の上昇が、とりわけ小規模農家にとっては大きな負担となっているところでもございます。

こうした情勢の中、本市では農業者の負担軽減と安定的な営農環境の確保を目的といたしまして、簡易なハウスでありますとか、あとは電気柵などの整備に対して、市単独事業としてうきは市農業振興事業、これを実施いたしております。

しかし、農業用の機械につきましては、岩淵議員の質問にもお答えをしましたとおり、市単独での補助等は行っておりませんで、県の補助金につきましても、規模や法人化等の様々な要件がございまして、小規模な農家でありますとか集落営農組織等には、現状においては活用が難しい状況にあるというふうに思っております。

今後は、本日、岩淵議員からいただきました御意見、また、熊懷議員からもいただいております御質問、御意見、こういったものを踏まえまして、小規模な集落営農組織であっても、農業用の機械の導入が可能となるような支援を、様々な会議等の場もございますので、そういった場面を通じて県へ要望をしていきたいというふうに考えております。

本市としましては引き続き、小規模農家の方々が安心して農業ができるような持続可能な地域農業の実現を目指して、実情に即した柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 岩淵議員のとき大分答えていただいておりますので、また回答もいただいておりますので、なかなか聞くところが少なくなっておりますが、ちょっと聞かせていただきたいのが、大規模農業も大事ですが、狭い農地を守っている集落営農、小規模農業の方々に農業をどうしたら続けていただくのか、今真剣に考える時期が来ているのではないかと私は危機感を持っておりますので、そのためにはやっぱり小規模農業、集落営農、組合、組織づくりが大事ではないかなと。そうしないと、国も県も、市もでしょうけど、補助支援金はないと思いますので。だから、圃場整備していない狭い農地を守っている人たちのためには、集落単位か、

校区でまとまるのか、早くそういう組織をつくっていただかないと、休廃業がまだまだ増えてくるのかなと思っております。

そこで、狭い農地を今後守っていくためには、地域営農組織づくり等が必要ではないかと思っておりますので、そのところ、再度ですけど、何か前向きな考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 私の考え方を述べた後、もしかしたら具体的な話等があれば農林振興課長にこの後答弁をさせますが、先ほど岩淵議員の質問にもお答えしたとおりの今状況でございます。

今、熊懷議員が今後の課題として危機意識を持たれていることについても、私自身もですし、農林振興課としても十分に認識をしているところでございます。本当に、今まさにおっしゃられたように、なかなか、小さな農地を小規模でやられる方お一人お一人を対象に、例えば、機械を買っていただくとか、何か少し金額の大きな御支援をして回るというのは、今、県の支援としては、先ほども申し上げたように、県の要件の中では難しいですし、じゃ、これを市単独で全ての小規模農家の皆さんにやれるのかという財政的に非常に厳しい部分もありましょうし、ですのでやはり、今、議員が御指摘をいただいたように、できれば門内であったり、集落であったり、行政区であったり、校区であったり、そのような何らかの一つのくくりで、先ほど答弁申し上げたような、小規模でも構いませんので、集落営農組織的なものをつくっていただいて、そこに対して市としても支援をする、もしかしたら県の、先ほど申し上げたような農業機械等を買うような補助についても、それぐらいの単位であれば出るかもしれないというようなところかと思っています。

また、私が住んでいる大村区のほうでも、農事組合法人、農事組合ですが、戸数はそんなに多くはないんですが、それで一定の基準を満たして農機具等も買えるような形になっていますので、やっぱりそれぐらいの最小限度の単位は必要になってくるのかなというふうに思っております。

あと、それと併せて、先ほども少し答弁をさせていただきましたが、やっぱり個別の農家さんでお困りのこと、もっともっと小さな単位でお困りのことはあると思います。例えば、イノシシがよく入ってくるような農地があるとかということであれば個別でも対応させていただきたいですし、幾つかの、例えば、柵とかそういったものでしたら、例えば、3軒で申請ができるとか、そのような形でもっと間口を広げて補助ができるような形等も取り扱っておりますので、市としてはできれば、市単独でやる分は金額はさほど大きくないかもしれませんが、きめ細やかな支援を行えるようにして、少し大きな支援になる県とか国の支援については、それが受けられるように少しまとまっていただくようなお声がけ、あくまでも組織するのは地域の皆さん、農業者の皆

さんですので、そういったお声がけはさせていただきたいなと思っております。

そしたら、この後は課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 重複するところもあると思うんですけど、当然組織づくりを行ってもらわないと、なかなか要件に達する面積が集まらないとかいうこともございます。

今後も組織づくりに関しては、地域の組織づくりのきっかけづくりは当然行っていきます。その後、組織が独立して継続的に持続的にやっていけるように支援はしていきたいなと思っております。

それと、圃場整備等のお話もございました。圃場整備もいろんなメニューがございまして、その中でもやはり地元負担金とかいうところがなかなかネックとなったり、また、面積ですね、要件面積がまとまらないうと圃場整備のメニューに乗らなかつたりというところで、幾つか話もあったんですけど、なかなかまとまらなかったというところもございます。

そういうところも、当然面積とか要件の緩和を県のほうへ要望して行って、もうちょっと小さくても圃場整備ができるようなメニューをとという要望も引き続き行ってまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） いろいろありがとうございました。

これは、私たちうきは市で、1つ、小規模農業機械組合を山北はつくっております。これはなかなか任意で認めてもらっておりません。3年で6町かな、10年で12町にする目標があります。こういうのをやっぱり一緒にして、10軒で一緒にしております。今、6町ちょっとで進めています。こういうことを何か所か一緒に進めていったら、県も認めてくれて機械も買えるようになるのかなと思いますので、今後それはよろしくお願いします。

そして、さっき言われましたように、今後、狭い農地をどう守っていくか、今圃場整備をどうするのか、部分的な圃場整備を進めていただくのか、また、畦畔外し等で広げていただくのか。そこをちょっと今考えて県とも相談をしたんですけど、畦畔外し、同じ高さのところは1反、同じ2反あるとこ外しても、5万円ということで出るかもと、私、1畝食い込んでおりましたので、もろうてくれとていってしたら30万円ぐらいかかりました。そして、畦畔外ししたら5万円出るのは、何軒か何十軒か一緒にしないと出ないんですよ。だから、そこは一銭も出ておりません。

そういうことでこういう話をしたら、補助対象外のは県と市でそこは手当を考えるものじゃないかなという判断はいただきましたから、そこをもう少し多く出してくれじゃなくて、1か所でも、一反一反のところをあぜのかしたら5万、5万、10万円出ますからね、あぜの数だけなら費用に半分ぐらい足しになるのかなと。そういうところも含めて話を県ともしていただきたいなと思っております。これは要望です。

圃場整備にしては部分的、自分のところを言うといかんけど、自分のところは広くありますけど、圃場整備したら縛りがあって倉庫とか家が建てられなくなるじゃないですか。そいき、家の前をどのくらいか空けたり、県道のそばは少し空けたりしていく圃場整備で部分的にと朝倉農林さんのほうにはちょっとお願いして見に来ていただいたんですけど、なかなか一遍にはいきません。

そういう全体を、もう今、国は1ヘクタール単位の1畝町、広さにする考えを持っているじゃないですか、今は3反前後の1畝町ですけど。ですから、そういうことを先に考えて進めていただくのはいいんですけど、今狭い農地を守っている人はもうほたれていきます。だから、今から認識を持っていただきたいなと思ってこれは質問したんです。そいき、そのところ、前向きに検討課題としていただけないかなと、これも要望でございますけど。難しいでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 要望としてお伺いをしました。

県には、先ほど1回目の答弁でも申し上げたように、都度いろんな形で要件緩和について相談、お願いをしていきたいと。これまでもしているんですが、もっと具体的にいろいろとお願いをしたいなというふうには思っています。

これは岩淵議員の質問のときにも申し上げたんですが、一方で集約、集積の流れがあります。これは今、熊懷議員もおっしゃられたように、国の考え方としてそういうのがある一方で、中山間地を中心に小規模、あと、圃場整備がされていないような農地で小規模で、1ヘクタールとかに満たないような形でやっていくところがあると思います。これをやはり、先ほどの岩淵議員の条例制定の話の最後の話じゃないんですが、今までこれがどうしても、この集積集約の話で1つあって、この小規模農家についての方向性とかなんとかというのはあまり見えなかったんじゃないかというような御指摘だったと思います。

こちら側のほうについても、やはり今様々、市として取組を行っているんですが、じゃ、今後、市としてどういうふうにやっていきたいのかとか、どういうふうな形が理想のあるべき形なのかというようなのをお示ししながら方向性を出していきたいというふうには考えております。

うきは市の場合は、小規模で、米麦、大豆だけではなくて、様々お野菜とかも作られている、おいしいお野菜を作られているような農家の皆さんもたくさんいらっしゃいますし、また、施設園芸で今トマトもたくさん作っていただいておりますが、当然これまでの出荷先とは別に、うきは市の場合は御承知のとおり道の駅やJAにじの耳納の里など、多くのお客様が来ていただいて手に取っていただけるような直販ができる場所もございますので、特に今、道の駅は皆様も御承知のようにリニューアルをして売場面積も広がったのですが、果物のシーズン以外になるとやっぱり出荷の量等が少なくなってくる。果物もフルーツ王国ということでブランド化をして非常に

大きいところがあるんですが、やっぱりこの道の駅とか直販の場所でしっかりと手に取ってもらえる、そして、通年を通して様々なものが出せる、フルーツも通年を通して出しているんですが、お野菜であるとか、あとはその加工品だとか、そういったものをしっかりと作っていかないといけないというふうな思いがございますので、そういったところを支えているのは皆様も御承知のとおり、小規模農家とか副業的に農業をやりながらそういったものを出荷している皆さんです。で、こういった皆さんがしっかりとこの地で生産活動がずっとできるような支援はしっかりと今後考えていかないといけないというふうには思っております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 私もそういうふうに県、市といろいろ話すときに、結局、野菜はJAにも相談に行ったんですよ。裏作で野菜を作るのは、機械で作らんと、今高齢社会ですから作り切れませんから。だから、機械で取れるような野菜、あれはないかと。レンコンとかゴボウとかこうやって機械で掘っていくじゃないですか、大根も。ああいうふうにせんと、人がおらんから難しいと相談をしているんですがなかなかなくてですね。そして、普及所に相談しても普及所もなかなか分からないということで、そいき、ちょっと話すときに私、ちょっとむっとしたき言ったことがあります。そげん小規模農業をほたすなら、木を植えるようにしてくれと。山に戻すごと。そしたら、木を植えてもいいんですよと。でも、縛りがあるじゃないですかと。どこでも植えられんきですね、何ヘクタールかまとまらんと植えられんとですよ。山間部もそうですよ。簡単に言いますけど。

だから、できないんですから、もう少し農業がしていけるような前向きな話をやっぱり国も県も市してもらわないと、市民は先どうするか今大変迷っているところだと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、（２）の農業機械の高騰により、狭い農地の営農が厳しくなっております。大規模農業には農業機械購入等補助があり、機械の買換えなどできます。それで、大きい機械、農機具の中古等が出てきて、大規模農業は中古を買える機会があると思います。でも、小規模農業に対しては、狭い農地には機械の購入の補助がさっき言いましたようにありません。だから、新しい機械等は今もう、300万円していたのが600万円以上と高騰しているため、買換えが多分できなくなるような気がしております。買換えができないということは、中古の機械が出回らなくなり、今まで中古の機械を買って農業をしていた人たちも、自然と廃業していくようになると思います。

そこでやっぱり、2倍もする農機具は個人農家では買えなくなると思いますので、さっき言いましたように、ここは市も補助は対象外ですから、それも含めて早く組織をお願いしたいと、機械のところでも出てきます。そこは同じ回答であると思いますのでいいんですけど。

やっぱり難しいと思いますけど、さっき言いましたように、区でも校区でも何でもいいですから、10軒、5軒でも、縛りがありますから、その6町あたりを目指して、5か所、6か所が組織ができれば補助も、県のほうも受けやすくなるし、市も出しよくなるから、今後狭い農地を守るためにはぜひこれが必要だと私は思っておりますので、回答は同じになると思いますが、農業を維持していくためにも早急な組織づくりを、同じですけど、お願いしたいと思います。いいですか、回答。

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（榎藤 英樹君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） また同じというか、重複するかとは思いますが、地域の農業を守るため、小規模農家が継続的に営農できるための支援は当然重要なことだと感じております。そのため、小規模営農組織機械共同利用組合の推進、設立など、このような取組を行う地域には個別に対応していき、補助要件に該当する組織づくりを個別に対応していきたいなと思います。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 回答書にも、今後は小規模な集落営農組織であっても、農業用機械の導入が可能となるような支援を会議等の場を通じ県へ要望していきたいと考えておりますということでありますので、よろしくお願いします。

次に行きます。

2番目です。うきは市の森林、木材の利用についてであります。

（1）うきは市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針に、1、うきは市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本事項、2、市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進、3、市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、4、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項とある。

今後の公共施設建築物等の木材利用の促進について、並びに森林環境譲与税を活用した木材利用について考えを伺います。

（2）うきは市は市有林においてSGEC-FM森林認証を取得しているが、その活用状況等について伺う。

（3）市内の竹林の整備・駆除等状況について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいまうきは市の森林、木材の利用について、大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の、今後の公共建築物等の木材利用の促進並びに森林環境譲与税を活用した木材利用に

についての御質問でございます。

議員の御承知のとおり、本市においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、通称「都市（まち）の木造化推進法」、これに基づきまして、市内の公共建築物をはじめとした建築物における木材利用の促進をすることについて方針を定めております。

この方針においては、公共建築物に求められる機能等の観点から困難である場合などを除いて、積極的に木造化、木質化を図ることとしており、道の駅うきはの改築が直近でございましたが、こちらにおいても50立米の木材を使用しているところでございます。

今後も個々の建築物について適切な判断を行いながら、木材の利用に努めてまいりたいと考えております。

市内の事業者における木材の利用促進に関しては、うきは市内の木材を利用した住宅等の建築に対して、木材の使用量に応じて助成を行う、うきは市地域木材利用促進事業費補助事業を実施しており、今後も継続して実施をしていく予定でございます。

また、森林環境譲与税の活用につきましては、これまでも公共施設で活用する木製品の導入などにより木材利用の促進を実施してきております。

今後も効果的な活用方法を検討していきたいと考えております。

2点目の、市有林におけるSGEC-FM森林認証の活用状況についての御質問でございます。森林認証とは、適切に管理された森林から生産された木材であることを証明するために創設された国際的な制度でございます。

うきは市の市有林では令和元年度に、福岡県内の市有林では初となる森林認証を取得しております。活用状況でございますが、令和2年度に国の単年度補助事業を活用して、認証材の杉及びセンダンを使った机を作成し、本庁舎1階ロビーで活用しているところでございます。

ただし、認証された森林からの木材を認証材として正式に出荷するためには、木材市場等の流通施設及び製材所等の加工施設がCOC認証、これを取得している必要がございまして、うきは市内において、木材市場及び製材所において、このCOC認証を取得している事業体が少ない状態、現状1か所と聞いております。そういう状況で、継続的な認証材の流通には至っていないのが現状でございます。

うきは市としては、市内でCOC認証を取得している製材所からの要望があったこと、また、今後、認証材への需要が増加する可能性、これらを踏まえ、継続して森林認証の取得更新を行っているところでございます。

今後とも、市内外の木材市場や製材所におけるCOC森林認証の取得、また、こうしたSGEC-FM森林認証の需要の聞き取りなどを行いながら、森林認証の取組を継続してまいりたいと

考えております。

3点目が、市内の竹林の整備・駆除等の状況についての御質問でございます。

市内の竹林につきましては、令和5年度に市が実施をしました森林資源の調査において、市内の森林地域が約5,867ヘクタールございますが、そのうちの約3%に当たります185ヘクタールを占めているというふうに調査の結果が出ております。

竹林の整備・駆除等の状況については、市の取組として荒廃森林整備事業において、人工林に侵入した竹の伐採を人工林の間伐と併せて実施しており、令和6年度には約9ヘクタールの侵入の竹の伐採を行っているところでございます。

竹林のみを対象とした事業は実施をしておりませんので、竹林の整備・駆除の状況について全体的な把握はできておりませんが、山間部の森林地域だけでなく、平野部に近い地域でも放置されている竹林が多いと認識しております。

今後は他の市町村の事例を参考にしながら、竹林整備・駆除を推進するため、森林環境譲与税等を活用した支援について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 方針については、県の方針と大体似ておりますので、県の方針のほうに分かりやすかったので、そこを調べて書いております。

方針でいっても、PFI事業は終わっておりますので、木材除外しておりますので、そのことを今度はお願ひしようと思って質問しております。

第1では、建築物木材利用促進協定制度を活用した促進とあります。公共建築物について率先的な木造化及び内装等の木質化に努めますとあります。

第2が、CLTや木質耐火部材等の新たな建築用木材利用も検討、積極的に木造化を図ると。

その中にもやっぱり、内装等の木質化を推進する地元産材、または地域材を可能な限り使用するものとするとして書いております。

何をお願いしたいかという、まとめて結局は、市営住宅でありまして、鉄骨住宅でありまして、腰下に学校もしておりますけど、木材を使うように、それと、床は分かりませんが、ある程度の鉄骨住宅でも木材を使っていたらいいなと方針を出しておりますからね、今後はしてもらいたい。結局、木材除外するような住宅じゃなくて、今後は木材を利用する施策をしていただきたいと思うところで、今日は、要は市の公共施設の建築物等、範囲に該当するものについて木造化の促進を図るものとする、特に木材化が困難な施設においても内装等の木質化に努めるとありますので、そこを今後生かしていただきたいと思って、これは市長に直接今後のことをお願いしようと思って質問しております。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほど答弁でも申し上げたとおりで、公共建築物の木材化、木質化を全く否定するものではございませんので、道の駅の改装も含めてしっかり市内産材を使わせていただいているところでございます。

常日頃から製材事業者の皆さんとも意見交換を頻繁にさせていただいておりますし、前回の熊懷議員の御質問だったと思いますが、市内事業者さんが廃業されたことを取り上げていただいたと思いますが、私にとっても非常に大きな衝撃でございましたので、やはり市内の、林業が盛んな地域でございますので、その下支え、そして、共に支え合っている林業と製材業の皆さんに、いかにこの地で持続可能に産業として維持発展していただけるのかということについては様々考えておりますので、そういった中でしっかりと、今、議員から御指摘をいただきました、まず、公共建築物については使えるところでしっかりと使っていきたいというふうに思っております。

あと、今、内装の木質化について御発言いただきましたが、私はこれは非常に有効だと思っています。現状、今工事に入っていたりとか、これまでの分をどうこうというところではないんですが、今後、特に考えていますのは、例えば、公共施設ですから学校の建設であつたりとか、そういったことになろうかと思いますが、外見が木で、見た目はいいんですが、やっぱり中の内装に木をふんだんに使っていただくと、何といいましょうか、我がまちは森林セラピーもあります、木に囲まれると心が和むというところもあるんだと思いますが、そういった様々な副次的効果もあるんじゃないかというふうに思っております。

そういったこともしっかり含めながら、内装の木造化、木質化等も含めて、今後、公共の建築物については従来どおりしっかりと取組を進めてまいりたいと思っておりますし、あと、新築の建築物につきましては先ほど御回答させていただいたとおりで、市内産材を使う建物についてはしっかり補助をさせていただいておりますので、これも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） ありがとうございます。令和4年6月21日に改正されておりますので、今言われたように、その方針に沿ってお願いしたいと思います。

次に、譲与税については、森林環境税1,000円、市民は払っていますね。譲与税というのは、その中で木材利用等いろいろに使う目的のものだと思っております、市民の方から聞かれたので何で聞くかといいますと、何か国民年金、厚生年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金の中に含まれているような格好になっているのかな。そのところを分かればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 税務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 森林環境譲与税というのは、国から団体に交付するものですが、その原資となる森林環境税はどういうふうに徴収しているかという質問だと思っております。

これは住民税の均等割、今5,500円になっておりますが、そのうち1,000円が国の森林環境税、もう一つは、500円が福岡県独自の森林環境税、これは森林環境税は国の環境税とはまた別になりますけれども、この2つが住民税の均等割の中に織り込んで徴収させていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） そういうところが市民の人がなかなか、私もちょっと説明できなかったものですから、ありがとうございました。

次に、森林認証についてお伺いいたします。

これは最初にもう、後でない、聞きたいところは聞きますけど、最初に、森林認証、これは2025年、令和7年3月1日に5年間、再取得しておりますでしょう。森林認証取得により山林の管理、原木丸太の出荷量、価格等へ反映されるのか、また、海外などへ木材原木の輸出等が進むのかについてちょっとお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 農林振興課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 森林認証について、出荷量、価格に反映するのか、海外等についてということで、森林認証については、市の面積の半分を森林とするうきは市にとって、適切に森林を管理するという点に関しては必要なことだとは感じております。

それで、出荷量に関しては、量的には少なく、令和2年度に杉が1.2立米程度、センダンで2.8立米程度の出荷がございました。そのほかは出荷量は確認できていない状況です。

値段に関することなんですけど、認証材であってもさほど値段は変わらない、今現在では価格は変わらないと認識しています。

海外のほうの輸出量に関しては、今のところデータがないので認識しておりません。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） なぜお聞きしたかといいますと、これは5年だから、私、5年か4年前に質問したんですよね。その後、進んでいるのかなと、再申請しておりますから、多分無理だろうなと思って聞いたんですけど、これは難しいんですよ。高木市長にも言ったんですけど、市有林の材木を切り出す、市場に出す。市場で出すのに、山から切り出したら原木の50セ

ンチ、40センチ、柱材20センチぐらい、ばらばらに出てきますでしょう。市場で分けますよね。分けて販売しますので、ここ、認証材ですよと置いたら、もうえらい場所を取りますから、多分、別に何か考えんと難しいと思います。よその材木と混ざったらいけないんですから。それをもしたとしても、柱材20センチぐらいの大きさは、製材所、柱材に分けますね。そこに持っていったら自動で、数秒間でぱっぱと割っていきますから、混ざらんほうが難しい。そして、丸をわいたたいこのところは、また違うところに行って、板材とか、栈木とか、いろいろ分かれるんですよ。そいけん、そこを混ぜんで製材所で製材するというのは、1か所の製材所を借り受けてせんとできません。だから、私もう4年前から、これは難しいんじゃないですかと言ったんですけど、また申請して通っております。

もう一つ難しいのが、COC認証ですか、COC許可が要るでしょう。COC認証を取得している製材所。これは何かといいますと、製材所は認証材を入れたら、ちゃんとCOCの認可を取って、私はこういうふうに別にちゃんと分けて製材して販売しますという約束の下にせんと通らんとですよ。

だから、COC認証を、製材所から要望があった、今後——取得している製材所から要望があったということは、取得している製材所はあるんですか。ちょっとそこを一つお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほど答弁でも申し上げましたが、市内には1事業者ございます。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 大きい製材事業所でしょうか、小さい製材事業所、いや、それを何で聞くかといいますと、個人の小さいところならできるんですよ。同じものを1週間、10日わきますから。大きいところではまず無理と思いますから、そこを私聞いている、大きいところか、個人、小さいところですかと。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 別に悪いことをしているわけではないので本当は事業所名も言っているんですが、そんな小さくもない、大きな事業者さんだと思っていますし、本当はもう一か所あったところは、先ほどお話し申し上げた廃業された事業者さんも取得されていて、あそこは御承知のとおり九州でもかなり大きな事業者さんだったというふうに認識をしております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 聞かんでよかった、聞いたきいかんばってん、そういう大きいところができるかなと私まだ不安で、また私がおったら再度聞かせていただきます、その後どうなっているかは。ということで、これはもう終わります。

あとは、市内の竹林の整備、苦情等についてであります、これも何年も前から大分のチップ

会社に対して、何か繊維的なあれもあったけど量が少なくて駄目になったということで、何で聞くかといいますと、なかなか今、竹も伸んできております。そして、何でこういう聞くあれになったかという、私たちの山北のところ、意外と3か所ぐらい竹を切って片づけておりますから、タケノコをするのに何かを要望があって補助が出てしているのかなと気になりましたけど、それは結構いいことなんですけど、やっぱり市のほうは竹の処理、薬剤、いっぱいけん出ております。

まず、薬剤は何でも使っていいわけではありませんけど、穴をほがして注入して枯らかす。タケノコを栽培するところには10メートル以内は駄目ですとかいろいろありますけどね、こういう市民の人に薬剤等の仕方が分かるのであれば、やっぱり市民の皆さんに周知すれば、もう少し竹の処分とか考えて、もう少し進むのかなと思っております。小さいササとか川沿いにあるのも粒剤で前したんですけど、枯れませんでした。まだまだいいのがあるなら、そういうのもやっぱり市民の人に周知していけば、邪魔になるところはしていくのかなと思い、そういう情報等はあるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 竹林の整備についての再質問をいただきましたが、まず、先ほど終わりました認証については、お隣の分県日田市のほうも市有林で持っていちゃいますので、どういうふうな状況にあるか、近隣の自治体の取組もちょっと研究させていただきたいと思います。

竹林についてですが、今、議員から薬剤注入だとか、そういったところのやり方等を市民に周知できているかということで、もし何かやられているようなことがあれば後ほど農林振興課長に答弁をさせますが、基本的に、今回御質問をいただいている部分で、山間部は答弁で申し上げたとおり荒廃森林整備事業で一緒にぱっとやっておりますが、今、山北の事例を出されましたけど、町なかで竹が生い茂っているとか、折れて倒れかかってきているとか、そういったものの苦情だと、もしくは庭とかに根が入ってきて悪さをするとか、そういうことだと思いますが、そういった整備とか駆除に関しては、最後に申し上げましたが、森林環境譲与税が少し増額になっておりますので、こういったものを活用しながら駆除を促進する、支援をするような、例えば、補助を出したりとか、そういったことで。

今ちょっと農林振興課と考えておりますのが、そういった形で市内の迷惑な竹林とかの伐採や駆除をやって出てくる竹を、これまでであれば産業廃棄物として出していたんでしょうが、脱炭素先行地域にも選ばれておりますし、環境のこととかも様々考える上で、またこれまで、高松議員だったか、どなたか忘れましたけど、議員さんの中からもそういう環境に配慮した様々な取組等を考えていただきたいというような御意見もありましたので、竹のチップにして畑とかにまいていただくような形で市民の皆さんにお配りをするような、そう多くの量は出ませんので、そう

いった形で還元できないかというようなところで、今、制度設計を少し考えているところで、可能であれば新年度の事業の一つとしてやれるような方向性で考えていきたいと思っております。

あとは農林振興課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 竹の薬剤処理についてなんですけど、今、課として薬剤処理を市民に広く周知というのはやっていないんですけど、県のほうの研究所で薬剤処理の研究がされているという情報は聞いておりますので、その辺りの情報を聞いて、対策として有効であればまた周知していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） よろしく願いしまして、私の一般質問をこれで終わります。
ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで13番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は11時30分とします。休憩に入ります。

午前11時09分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、5番、組坂公明議員の発言を許可します。5番、組坂公明議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番議員の組坂公明でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は大きく2つについて質問をいたします。1点目がごみ処理事業について、それから、2点目が行政区公民館等新築等補助金について、こちらの2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目のごみ処理事業について、令和6年9月議会、12月議会において、ごみ処理事業について一般質問してきましたが、その後の経過について伺いたいと思っております。

昨年12月議会の一般質問の際、令和10年度以降の耳納クリーンステーションの延長期間はどれだけかと、地元7行政区への説明はどう進めていくのかという質問をしていましたところ、12月議会の市長の答弁というのは、地元行政区には令和7年1月以降にかけて一定の方向性について説明してまいりたいと答弁されておりました。

そこで、（１）でございますが、令和７年１月以降、地元行政区に対し、市としての一定の方向性について説明に行くということでありましたが、具体的にどのような説明を行ってきたのか、伺いたいと思います。それから、市民全体に対して、このごみ処理事業をどのように説明しながら行っていくのかを伺いたいと思います。

（２）が、以前の一般質問、昨年１２月議会において、市長は耳納クリーンステーションの建物自体は５０年以上、ＲＤＦを作る内部の処理施設は３０年から４０年くらいは稼働できると答弁されております。そこで、耳納クリーンステーションの施設稼働、２０年経過しましたが、大規模な施設改修の必要はないのか、また、本当に３０年、４０年稼働できるのか、市長に伺いたいと思います。

（３）が、うきは市のごみ処理施設は環境面での安全性は優れていると思われませんが、維持管理、運営に多額の予算を伴っております。早急に具体的な施設更新の方向性を示す必要があると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上３点よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま、ごみ処理事業について大きく３点の御質問をいただきました。

１点目の地元７行政区への説明について、２点目の耳納クリーンステーションの稼働年数について、３点目の具体的な施設更新の方向性については関連がございますので、併せて回答をさせていただきます。

昨年９月、また１２月議会の一般質問においてもお答えをしましたとおり、今年１月から３月にかけて地元７行政区の皆様へ説明会を実施いたしております。

説明会の内容につきましては、まず最初に、平成１６年９月の操業開始以来、施設の周辺環境に十分配慮しながら、ばいじんや臭気などの数値も法律や地元行政区との環境保全協定の基準を超えることなく安全に安定した操業を行っていることについて、地元７行政区の皆様の御理解、御協力にお礼を申し上げます。

そして、地元との環境保全協定では、操業期間は令和１０年３月３１日までと定めていることなどを説明した上で、令和１０年度以降のごみ処理について、これまでの市としての取組の経過を報告させていただいたところでございます。

報告におきましては、今後、人口減少などの影響によりごみの排出量が減っていくことが見込まれる中で、大きな予算をかけて、うきは市単独の処理施設を改めて市内に建設することは現状困難であると考えていること。そこで、国、県が現在推進をしている広域化、集約化の方針に基づき、近隣自治体との広域処理及び一部処理委託について優先して協議を進めているものの、現時点では協議が調った施設がないことなどを説明いたしましたところでございます。

また、これを踏まえて、今後も広域処理の協議を継続して取り組みながら、当分の間は現行のRDF処理を継続したいこと。RDFの受入先につきましても、民間事業者が受入れができることなどを説明した上で、耳納クリーンステーションの操業期間を延長させていただく御相談をさせていただいたところでございます。

今後も丁寧に地元との協議を行いながら、御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

耳納クリーンステーションの稼働年数につきましては、うきは久留米環境施設組合と協議を行い、建物については鉄筋コンクリート造であるため、適正なメンテナンスを行っていれば50年以上使用できることを確認いたしております。また、内部の各処理設備につきましては、操業当初から丁寧なメンテナンスが実施されており、定期的に消耗品・部品・機器の交換や必要に応じた改修工事も行われております。

このような状況の中で、今後も適切な管理を継続することで30年以上、現在20年たっておりますので、これより10年以上は使用できることの確認をいたしているところでございます。このため、ごみ収集を停止して行うような、議員御指摘のような大規模な改修工事等は、現在、今後においては予定をしております。

以上のように、現時点における今後のごみ処理の方向性としましては、現行処理の継続を御相談、またお願いを行いながら、引き続き近隣施設との広域処理協議を取り進むこととしております。また、市民の皆様には「広報うきは令和6年10月号」で当時の現況をお伝えさせていただいております。

まずは地元との協議を丁寧に行った上で、今後も時期を見ながら適宜お知らせを行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございました。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

このごみ処理事業にありまして現在押さえておくべきことというのは、まず1点目が、耳納クリーンステーションの操業期間は令和10年3月31日までですと、現在はですね。あと2年ちょっと先ですかね、あの耳納クリーンステーションというのは。操業期間は現状そうなりますと。2番目が、今度は10年度以降どうするのかということで、国、県が推奨する広域化、あるいは一部処理委託ですかね、そういったのをメインに、集約化、ごみ事業を進めていきたいと。そうすると、近隣の市町だろうと思うんですけど、そういったところとの調整もあるからしばし時間がかかると。だから、10年度以降も今の施設を延長させていただきたいというのが、僕は執行部の考えだろうと思うし、そういったことを今、市長が各行政区のほうに、まず今まで

の内容とこれからのことを、そういった内容で報告・説明して御理解をいただくような形で今取り組んでおられるんだろうと思っております。

そこで、広域化、一部委託が今のところ具体的には決まっとらんと。当分の間は現状のRDF施設を続けることも協議させていただきたいというようなことなんだろうと思うんですけど、この当分の間というのは延長期間のことだろうと思うんですが、どのぐらいの期間なのか、あるいは広域化、一部委託、どこと協議を進めているのか、お答えいただける範囲で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 今、期間と広域化の相手先についての御質問であったというふうに思いますが、議員の皆様には全員協議会等を通じて、こまめに御報告を申し上げているところでございます。

一方で、先ほど1回目の答弁でも行わせていただいたとおり、地元の7つの行政区の皆様の御理解、そして、お気持ち等をしっかりとしんしゃくしながら取り組むべき非常に繊細な問題であるというふうにも認識をいたしておりますので、そのような形で過去の、現在の環境保全協定を組むときには地元との協議の時間が非常に短かったというふうな反省の点を伺っております。地元の皆さんからも伺っておりますし、行政のほうからも聞いております。ですので、3年以上時間がある、昨年度、私が市長に就任してからそのような時間をしっかりと回数を重ねて取りながら、今、慎重に地元の皆さんとお話をさせていただき、そして、先ほど申し上げましたが、あくまで私どものこれまでの取組等を御説明申し上げながら、今、地元の皆さんにまさに御相談をさせていただいているさなかであります。

ですので、9月・12月の議会で答弁をさせていただいた内容から若干の進展はあるかもしれませんが、今ここで何がどうなっているというような新たなものがあるわけではございませんので、それをまず大前提に、そして、先ほど申し上げたように、地元でこれまで20年の間、うきは市のごみ処理について深く理解をいただきながら、安全に操業を見守っていただいた地元の皆さんのお気持ちを第一に考えて発言させていただいていることを、まずは御理解を賜りたいというふうに思っています。

その中で、年数に関しましては、先ほどの答弁の中で当分の間というふうに申し上げましたが、これについても、今、地元の皆さんと協議をさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように施設のほうが、上屋は50年ですが、機器類は30年から40年というところ、少ないほうで見積もって30年ということで、30年ちょっとということであれば、10年というところが一つの目安ということで御相談を申し上げているところでございます。

また、近隣の自治体につきましては、これも高木前市長時代から、広域処理、一部処理委託に

については様々な形で近隣の自治体に御相談を申し上げ、また、それぞれの自治体、様々な地域課題を抱えている中でお取り組みいただいていることですので、幾つかの自治体、また環境衛生組合等々、御相談させていただいていることについては申し述べますが、個別具体の発言は控えさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと質問の内容を変えまして、広域化、一部処理委託について進めていくと。これというのは令和２年からずっと、高木前市長のときから議会とも勉強会をしてきた流れでございます。内容にあっても一緒ですね、広域化処理で進めたい、一部処理委託にしたいということで、伺いたいのが、いろいろなごみがあると思います。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ。この全てを広域処理、広域化するのか、一部処理委託をするのか、そのところをお答えいただければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ごみの種類についての御質問をいただきましたが、まさにこれは相手あつてのことだと考えておりますので、うきは市と一緒に広域処理や一部処理委託を引き受けていただけるような自治体や組合等が出てきましたときに、どのごみをどういった形で一緒に処理ができるのかということをお相談した上での内容になるかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） 相手があつてということは、広域処理が決定されなければ、何の処理をうきは市は、今リサイクルセンター、あるいはRDFセンターがあると思います。資源ごみはうちのほうで処理しますよやら、可燃ごみは広域化するやらという考えは、まず、広域化、あるいは一部処理が決まらんと、うきは市は方針が決定できないという解釈でよろしいか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 広域化、一部処理委託を優先に考えておりますので、やはり先ほど申し上げましたように、一緒にやっていただく相手方、パートナーとの連携は必須だというふうに思っております。

組坂議員がおっしゃりたいこと、ごみの中でも、例えば、資源ごみは、今うきは市の資源ごみはしっかりと回収の体制が整っておりますので、そういったものは現状どおり市でやれるんじゃないかとか、そういうような内容かと思います。私もその部分に関しては、議員が思うところには十分理解ができると思いますが、逆に申し上げれば、そういった資源ごみ等も広域でやっていって効率化の問題でいいんだと、例えば、先方がそういう言い分だったりとかすれば、そこだ

けをうきは市が、自分ところでやるから、ほかのだけはお願いねみたいな言い方は恐らくできないんじゃないかと。

やはり先ほど申し上げましたが、地元の皆さんにもしっかり丁寧な説明と御相談を申し上げているのと同じように、広域処理についても相手方としっかり丁寧な協議が必要だと思っていますんで、その中で判断すべきことだと思っていますし、今、組坂議員が言われたような、うきは市が今得意としているような処理であるとか、有効な処理があれば、そういったところは本市でやれないかというような相談は今後できるものと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） ありがとうございます。今後にありましてはそういったところもですね、広域化になれば、当然うきは市にできるかもしれない、よその地域かもしれない。よその地域に、可燃物だけですと８，０００トンぐらいですかね、うきはのごみというのは。そういった搬送料やら運営関係も関係してきますので、そういった面を全て確認した上で、費用対効果を見て、こうあるべきじゃなかろうかと。今、勉強会やらで出ているのは、建物が幾らで、そして、交付金が出る出らんという材料だけしかございません。そういったある程度想定して、うきはのごみの運営の仕方なんかはできるんじゃないかと。そういったのをお互いに執行部、議会で協議しながら、費用対効果を見てよりよいものを造るべきだと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に進みたいと思いますが、（２）についての再質問でございます。

先ほど市長のほうより、建物は鉄筋コンクリートだから５０年はもつと確認しておりますよと。それから、今のＲＤＦ施設の内部、これにありましては、その担当者のほうの御尽力で丁寧に扱ってもらって、適切にしてもらっているんで、維持管理はあと１０年はもつでしょうというお答えでございました。

これも令和２年から、高木前市長と執行部、議会で勉強会を十何回か行ってきたところでございます。その際に、執行部側から耳納クリーンステーションは約３億円の延命工事で令和１５年度まで延長可能だが、その後の施設は建て替えが必要となると。延命工事しても５年が限界であり、その後、施設更新は避けられないと勉強会の折にあったと思っています。だから、３０年、４０年本当にもつのか、稼働できるのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま組坂議員からの御指摘の部分ですが、令和２年６月に市議会と当時の高木市長との勉強会でしょうか、この部分での資料は拝見をさせていただきまして、その中で、先ほど組坂議員からありました約３億円の延命工事と、令和１５年まで延長可能、そういったような趣旨の話があったということは伺い聞いております。

様々今回の質問に当たりまして調べる中で、この令和2年6月に当たりましては新型コロナウイルス感染症の真ただ中ということもありまして、様々その勉強会の中で資料作成するに当たりまして、プラントメーカー等に現場を直接見ていただいて判断というところまでのものではなかったというふうに当時の担当等から伺っているところでございます。御承知のとおり行動制限等がありましたので、そういったことがかなわなかったと。そういった中で、施設組合等の中で話をする中で検討されたようなものというふうに伺っております。

今回、地元の説明会を行うに当たりましては、プラントメーカー等に現在の耳納クリーンステーションにお越しをいただいて、実際に見ていただいて、その中で適正なメンテナンスを行っていけば30年以上は使用できるというような御判断をいただいたところ、いわゆる新しい判断基準として、プラントメーカーさんを介して今回このような判断をさせていただいたところでございます。

加えて、令和2年から、現在、令和7年ですが、この5年間でも大小様々な更新工事等も行っておりまして、今年度予算、昨年度から今年度にかけての昨年度の補正予算——12月の補正予算だったと思いますが——でも、議会の皆様にもお認めをいただいたと思いますが、あと、施設組合のほうでの議会でお認めをいただいた内容になろうかと思いますが、攪拌する軸が少し傷んでおりましたので、それを更新する部分の費用等もですね、この軸一つが二千何百万円とするんですが、そういったものも新しいものに替えているというような、この5年間の中でも幾ばくかの更新工事は行って適正なメンテナンスを行っておりますので、そういった費用等も含まれているのではなかったのかというような認識でおりますが、現状はそのような認識を持っております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。

令和2年からずっと執行部との勉強会、あるいは議会のほうでも特別委員会を設けて勉強会を実施しているところでございます。

それで、私、気に残ったからですね、令和15年までというのを。それじゃないんだと。今回新たに点検をして、約10年くらいはもちますよというのを受けているという御回答だったと思いますので、そのところは私のほうも考え方を切り替えさせていただきたいと思っております。

それから、大規模改修ですね、改めて伺いたいのが、耳納クリーンステーションというのは平成16年9月から操業開始されております。維持管理、修理費やらかかるんですよ。当然うきは市のほうも負担をしながら、その中に含まれていると思うんですけど、令和5年までに修理費だけで——維持管理の修理費ですね、14億7,023万247円。14億円かかっているんですよ。

私が言いたいのは、操業開始から10年後ぐらい、平成28年と平成29年が極端にその修繕料が高いと。これは10年スパンでメンテしよるんやろうと思っているんですけど、そのときに、平成28年に約2億円、それから、平成29年度に1億8,000万円、修理代だけでですね。そうすると、20年たった今、例年ですと7,000万円か8,000万円の修理費が、この20年、今メンテせんと10年間でけんとやろうと思ってから、そういった大きなお金がかかってくるんじゃないかと思って大規模改修はないのかと、そういった費用というのが発生するおそれはあるかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほど答弁で申し上げたように、今、いついつに替えないといけないとか、直近でこの時期にやらないといけないというような大規模改修は予定をしておりません。

今、議員から御発言いただいた部分で、単発的にお金がかかっているのは、当然、毎日市民の皆さんのごみを処理する、1年、365日と申し上げてもいいと思いますが、フル稼働で動いている工場でございますので、何らかの不具合等が発生することはあると思います。それに年間、平たくすると、今、議員が御指摘のように7,000万円程度かかっているものが、先ほど申し上げた、1つ2,000万円もするような部品も中にはありますので、そういったものが入ると額が膨らむというようなことは今後も当然出てくると考えております。

ただ、この工事をやっておかないと全く使えなくなるというような大規模な改修、先ほど申し上げたような、ごみの搬入を止めてまで行うような改修は現状のところは予定がされていないということであります。

あと、もう一点申し上げますと、毎年2月だったと記憶していますが、1週間ほど皆様からお受けするごみの収集をプールの中にためて機械を止めて、全部を止めて、中のメンテナンス、車でいえば車検のようなものを毎年お金をかけて受けております。そういった丁寧なメンテナンスを今後も行いながら、なるべくそういう大きな出費がかからないような運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。平成28年、平成29年のような大きなお金がかかるかというとは——今の必要な分だけでやっていくということで市長からお答えいただきましたので、将来的には田主丸もなくなるおそれが十分あると考えておりますので、これは以前の一般質問で高木市長も答弁なさっておりますから、9年度末には脱退するお考えをお持ちだというように質問時に御回答されておりますので。そうすると、うきは市だけで負担するような形になりますから、当然、財政負担というのは今より増えていくというのは間違いないだろうと思っておりますので、これ以上大きなお金がかかるかどうかというのはきちっと確認してお

く必要があると思って確認をさせてもらったところでございます。

それでは次に、傍聴者のところに置いていますが、これですね、これが耳納クリーンステーションで作られているRDF固形燃料です。あの赤いごみ袋でごみを出して、耳納クリーンステーションに行ったら、最終的にこういったのになると。固形燃料ですね、RDF。1.5センチの、長さが5センチぐらいの円柱状の固形燃料でございます。これについて、令和10年度以降、先ほど市長答弁で、ほかの民間業者に委託する等の協議も今後協議していくということでございました。

うきはのごみは今この形でRDFされております。それで他の、今は大牟田のリサイクル発電所のほうに持って行って、令和10年3月31日までは1トン1万3,000円で処理してもらっていると。

それで、大牟田リサイクル発電所以外の民間事業者に委託する場合、この製品でいいのか、いやいや、また形状が変わりますよと言ったら、当然ごみ処理施設内の形が変わろうと思います。そういったところが発生するのかなですね。建物を施設改造せないかんやら、そういったのがあるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま令和10年度以降のRDF受入先が他の事業者に移った場合のRDFの製造に伴う施設改修の発生について御質問いただいたかと思いますが、基本的には民間事業者、いわゆる大牟田リサイクル発電所以外の事業者で処理先が変更になったとしても、施設の改修については現状、特段必要ないという認識でおります。大牟田リサイクル発電所に比べて、もし大牟田以外でということで調べている民間事業者のほうが大牟田リサイクル発電所と比べてRDFの規格が厳しくないというのが一つの理由でございます。

現在、今、議員がお示しをいただいた円錐型の固形燃料にするのに2回、圧縮する成形機という機械にかけて固形化しているんですが、例えば、それが民間の事業者だと1回でいい、そこまで整った形じゃなくてもいいとか、もっと言えば、成形機にかけなくて、成形機にかける前の塊の状態でも燃料として受け入れますよというような事業者もあるようでございます。ですので、成形機にかけなければ成形機にかかるメンテナンス費用等が要らなくなると思いますし、逆に、議員が御指摘のように、成形機にかけないのであれば何らかの別の処理、今までやっていないような処理が発生する可能性もあると思います。

ですので、今、議員が御指摘になられたように、どのような形で出していくのかということをしっかり見定めて、それに必要なイニシャルコストがどれぐらいかかるのか、いわゆる先行投資が幾らかかるのかというようなことも検討して、どの方法が安くできるのかというのを今後しっかりと見定めて検討していきたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） ありがとうございます。改修する心配はないということで受け止めたところでございます。それよりも、もう少しゆるいという言い方はいかんですが、ごみの形で回収する事業者やらも検討中というお答えだったんだろーと思います。施設の改修等はそれにあっては必要ないということで受け止めさせていただきたいと思います。

続きまして、（３）についての再質問でございます。

私が何でこげんRDFのことに固執してずっと言うのかということ、この施設をずっと続けていいのやろうかというのがまだ疑問にあるということですね。それで、そういったのに至ったわけがありまして、まず、RDF施設のメリットから考えると、平成９年にダイオキシン問題、規制が国から出て、ごみ処理施設からダイオキシンがえらい出ると。それを出さんごつするということで、福岡県のほうはこのRDF発電事業、市町村のほうにごみ処理施設をと。確かに最初の御答弁のとおり、各７行政区あたりにもそういった有毒物質、有害物質は出ていないと。毎年、組合のほうも検査されていると思いますけど、そういったダイオキシン類の対策に有効であると、メリットはですね。

それから、一般の燃やすごみ処理場は必ず残存物が残りますので、最終処分場が要ると。うきはのごみは、先ほど示したRDFに変わって発電所のほうに持っていくので、そういった最終処分場を造る必要はないと、これがメリットだろうと思います。

それから、ごみが燃料として使われるので、循環型社会、そういったのに貢献していると。これがRDF化施設のメリットだろうと思いますけど、デメリットで考えると、焼却方式の施設ですね、一般的にごみを燃やしている施設と比べると、トータルコストが非常に高いと。それから、このRDFを、作っているけど処理費も支出しなければいかん、それが高いと。当初は５，０００円ぐらいから福岡県は始まったんだろーと思いますけど、調べたら、苅田町の始まりは２，０００円で処理費として支出されていたそうです。うきはのほうも５，０００円から始まったかどうか、そこまで詳しくは平成１６年ののは調べておりませんが、現在は１トン１万３，０００円で処理費として支出されていると。

それから、先ほど熊懷議員の質問の折に、市長のほうからうきは市は脱炭素先行地域であると。カーボンニュートラルの観点から、このRDFを作るのに大量の灯油が必要なんですよ。温室効果ガス排出を増やしている、そういった課題もあると。

それから、うきは市というのは災害也多うございます。災害廃棄物が処理できない、そういったデメリットがございます。

RDF化施設は多額の費用がかかるということで、資料のほうを準備させてもらっております。これはちょっと字が小さくなって、各近隣市町とうきは市のごみ処理にかかるお金、一番上の

表がごみの処理費ですね、塵芥処理費。それから、真ん中の表が人口です。そして、一番下の表が人口に対して1人当たり幾らかかるかというのを示している表でございます。

うきは市というのは比較的ごみ処理代が高い。だからこれを、平成28年からですかね、令和10年3月31日まで、今現在10年延長しているんですよ。県が15年ですというのを5年延長してということで、うきは市のほうも10年延長して、さらに今後も延長して続けていくというのは、市にとっての財政負担、そういったのも考慮して考えると、早急に広域化、そういったのも、確かに相手があるというのは市長のおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、これをずっと続けると、それだけごみにかかるお金がうきは市はずっと負担が増えていきますよ。さらに、田主丸が抜けた後は、その分の維持管理費まで負担になってきますから増えていきますよ。

そして、今言ったカーボンニュートラル、うきは市は脱炭素宣言をしておりますから、切替えが必要じゃないですかということで(3)は質問したんですけど、今後、確かに広域化を優先で協議もしなければならぬと思いますけど、そういったところ辺の、うきは市のごみ処理システムの在り方というのも検討していく必要があると思いますが、市長、答弁いただければと思います。

○議長(江藤 芳光君) 榑藤市長。

○市長(榑藤 英樹君) 先ほど様々御意見、御提言をいただきましたが、主目は、近隣の塵芥処理費に比較すると1人当たりの処理費が高額になっているので、RDF処理、他の焼却処理に比べて、うきはは高いお金を今後も払い続けなければならないんじゃないかというような趣旨の御質問だったというふうに思っております。

資料を組坂議員から御提示いただいておりますが、そうした中で他の市町村とのじんかい処理費と比較してみますと、確かに少し高く見える部分はございますが、この費用の中が全て同じ、統一の算出方法で出ているものではございませんで、例えばですが、ごみ処理場の建設の負担金の償還金だとか、あとは不燃ごみの処理費用が市町村によって入っていたり入っていなかったりとかですね。あと、先ほど御指摘あった災害ごみの処分費が入っていたり入っていなかったりとか、なかなかこの今回御提示をいただいた資料だけで、一概にこれだけで比較ができないというところはあるかと思います。

ただ、議員が指摘されるように、広域で大規模に処理をやっている地域とか搬入量の多い地域、処理場、そういったところは、やっぱりコストパフォーマンス的な部分、あとはスケールメリットの部分と申しましょうか、そういったところで安くなっているというのは認識をしております。ですので、うきは市としても広域化の協議を今後優先的に進めていきたいというのはそういうところであります。やはりこの2万7,000人規模の自治体単体で処理場を持つというのは、現

状ではイニシャルコストもランニングコストも非常に厳しい状況になってきておりますので、そういうことが必要なのかなというふうに考えております。

あと、御説明の中で少しありましたが、皆様御承知のとおり、耳納クリーンステーションはRDF処理の固形燃料を作る工場ですので、処理場ではありませんので、焼却をするわけではございません。ですので、環境に負担をかける施設ではないということ。灯油を燃やすというようなお話がありましたが、乾燥のために一部燃やしておりますが、逆に申し上げれば、焼却施設は、重油なのか何なのか分かりませんが、燃料をしっかりと使いながら大規模に燃やすわけですから、それに比べたら全然量的に負荷がという部分もありますし、議員から御指摘あったように、焼却灰等が出るわけでもなく、最終処分場も必要がないというようなメリット等もありますので、そういうことを全て勘案すれば、この塵芥処理費だけで判断するのは少し難しいんですが、先ほど申し上げたように広域化の必要性は読み取れるのかなというふうに思っております。

あと、費用面のお話が出ましたので、もう一点なんですが、これは全員協議会等でも議員の皆さんにも少し披瀝をさせていただいているんですが、例えば、新しい処理場を造るとなったときの費用と、今、組坂議員がお示しをいただいた1人当たりの処理費が他の自治体よりも少し高いというののどっちが最終的に払う金額とかが高くなるのかというところを比べる材料に考えていただければいいんですが、直近で、令和4年に稼働した焼却施設として柳川市とみやま市が造った焼却施設がございまして、ここは建設費が約121億円かかっております。そのうちの国の補助も半分以下ですね、半分ももらっていません、3分の1ももらっていないぐらいの金額になっています。うきは市は、この2つの自治体の搬入するごみの量よりかは少ないですので、これよりかはコンパクトなものを造ったとしても当然、近いぐらいの金額はかかるというような考えでおります。金額の面はそれが一つですね。

あと、国庫の補助の条件が結構あって、例えば、今、国から新しいごみ処理場をうきはで造ろうといったときに国庫補助金として得られるのが、環境型社会形成推進交付金というのが該当すると思うんですが、これは原則人口が5万人以上、そして、その対象の面積が400平方キロ以上。うきは市は今、人口2万7,000人で、市有面積が117平方キロぐらいですので、単体ではどちらにも該当しないという状況も考えると、なかなか国の補助もまともに得られないんじゃないかと。先ほど申し上げたような金額を単体で準備しないといけないような話になるんじゃないかというような懸念もございます。

また、市内に仮に新しい施設を建設する場合には、恐らく10年以上の期間を要すると思っております。基本方針の検討協議から始まりまして、処理施設整備基本計画をつくったり、地域計画をつくったり、各種計画の策定、また、見直しも必要となってくると思います。その後の建設用地の選定でありますとか、その用地の取得、地質調査、生活環境影響調査等の各種調査、当然

その地域の住民の皆さんとの協議も丁寧にやっていく必要があると思っています。そして、基本設計、実施設計が入りまして、敷地の造成だとか、そこに行くためのアクセス道路の整備だとか、施設建設工事の本工事が始まって施設稼働、今申し上げただけでも恐らく10年じゃ済まないんじゃないかなというような時間がかかってくるのかなというふうに思っておりますし、当然これが焼却施設であれば、先ほど申し上げた焼却灰の最終処分場もセットで用意しなければならないというような形になってくると思います。

こういうことを全て鑑みますと、現状稼働している施設組合等の施設に広域処理をさせていただく、もしくは新たに造る予定のあるところに一緒に加入をさせていただくような協議を丁寧に行っていく必要があるのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。あっちがよければこっちが悪いやら、ごみ処理というのはえらい難しいところでございます。

先ほど市長が、みやま・柳川は121億円と。なら、うちやったら幾らなのかと、そういつたのが示されていない。令和2年には52億円でできますよと。52億円を考えたときに、今、施設組合への負担金というのは大体4億円から5億円、4億5,000万円ぐらいですかね。先ほどの1人当たりのコスト、これは塵芥処理費で出しましたからですね。執行部から出してもらったのは、施設のコスト1人当たりどうなのかと。うきはは2万円、その他の施設は半分ですよ。そうすると、4億何千万円が半分でできると。毎年2億ずつよその市町村のごみ処理施設ではできると。10年間延長してきたんですよ。今後延長もあると。その費用をためれば、国の負担金ぐらいになるんじゃないのと。今現状の建設費はまた変わっているかもしれませんからですね。当時、資料で頂いたのが52億円と記憶しておりますので、それからするなら、2億円ずつよその施設よりも高いということであれば、仮に10年やったら20億円、20年やったら40億円多く払いますよと。だから、早く切り替える必要はないんですかねというのが私の持論でございます。

ただ、そこだけ固執していても、広域化やらは相手様もおる。それで、そこは非常に難しいと思いますので、何が一番いいのかというのは、お互いに今後も勉強しながらやっていきたいと思っております。

ちょっと時間を取り過ぎましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問でございます。

行政区公民館等新築等補助金について、こちらのほうを伺いたいと思います。

（1）が水俣条約締約国会議、こちらのほう、COP何とかというやつですかね——決定を受けて、水銀使用製品である蛍光灯は、2027年度末までに、製造、それから輸出入が廃止

されます。これに伴い、行政区公民館においても、蛍光灯からＬＥＤ照明への切替え工事が増えてくると思われます。今後、行政区公民館等新築等補助金等の活用が増えてくると考えますが、これまでのＬＥＤ照明の切り替えた公民館数、それから、未切替え公民館数を伺いたいと思います。

２点目が、人口減少に伴い、今後、限界集落ならぬ限界行政区が増えてくるものと思われます。これらの行政区等への市としての取組を伺いたいと思います。あわせて、世帯数が減少している現行政区においては公民館の維持管理等も困難な状況にあります。公民館解体工事にあっても、この補助金の補助対象とすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ２点大きく質問いただきました。

その前に、最後発言いただいた、ごみの部分で申し訳ございません、時間がない中で。確かに毎年何億円と施設組合に払っておりますが、それはあくまで償還払いが終わった耳納クリーンステーションの稼働にかかっているお金に払っておりますので、当然、真新しい、１００億円だか何億円だか分かりませんが、する新しいごみ処理場を造っても、当然それを動かせば毎年何億円かのお金はかかっていくということです。それにプラスして、その何億円で建てた分の毎年払いですね、車で言えばローンみたいなものが乗っかってくるということですので、やっぱり市として出せるお金がどこまでだったらできるのかというのは判断させていただきますので、よろしくお願いします。すみません、お時間取りました。

その中で、行政区の公民館の補助について大きく２点いただきまして、１点目が、これまでのＬＥＤ照明に切り替えた公民館数と未切替えの公民館数についての質問でございます。

現在までに補助金を利用してＬＥＤへ切り替えた行政区の公民館の交付実績は１件となっております。こちらについては、公民館の改修に合わせてＬＥＤに切り替えた申請でございます。

公民館は皆様も御承知のとおり、地域の施設でございますので、各行政区で維持管理をいただいているため、現在、市ではＬＥＤに切り替えた公民館の数、未切替えの公民館の数について正式な把握をしていないところでございます。

２点目の、人口減少に伴う行政区等への市としての取組、また、公民館解体工事等への支援についての御質問でございますが、少子高齢化や人口減少に伴い、役員の選出をはじめ、区の行事や財政面などの運営が厳しくなっている行政区が出てきていることは認識をしております。行政区運営を円滑に効率よく進めていくためには、行政区の合併等も今後必要な行政区が出てくるのではないかというふうと考えられますので、隣接行政区などで合併や施設の共同利用などを検討するようなお話をいただいた場合には、市としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

す。

公民館解体工事に対する補助については、議員がおっしゃるとおり維持管理していくのが厳しい行政区があるということも認識しておりますので、まずは各公民館の利用実態や建物の現状等を把握しながら、支援の在り方について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） 時間があと３分しかありませんので。各公民館関係、ＬＥＤの切替え工事が増えてくるんだらうと。行政区数というのは１００を超えているはずですから、そういったところがここ数年のうちにどっと、うきは市は補助があるなど、工事で幾らかでも補助をいただきたいというのがですね。そうすると、その予算化というのも必要ではなかろうかと思い、まず１点目のほうは質問させていただいたところでございます。

それから、２点目のほうの解体工事費、これというのが、実際に解体を計画やら検討しているところもあるみたいですね。ところが、世帯数が１０世帯やら１１世帯、そういった中で、なら、そこに残っている人たちが負担しなければならないかと。当然その責任というとはあるとやろうと思いますが、どんどん行政区が小さくなってきて、その中で建物を建てるやらというのは、今後、到底無理やなかろうかと思っております。

今回にありましては、そういった建てる、あるいは改修するというのは、補助はありますけど解体がないと。うきは市は危険空家を解体するときも、一般住宅も補助を出しておりますので、こういった公民館関係もぜひ解体工事を補助できますようお願いしたいと思いますが、最後に市長のほうから御答弁を。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 先ほど申し上げましたとおり、各公民館の利用実態、また、建物の現状を把握して、支援の在り方、除却が必要であればそういったことも今後検討してまいりたいと思っていますし、今、市がやっている危険家屋の部分は、当然、公民館が危険家屋であれば対応していかないといけないと思いますが、今、議員がおっしゃられたように、少子化とか人口減少とかということも含めて、現状の利用の状況等を見て原課のほうでしっかり対応策を考えたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） 以上で質問を終わりたいと思いますが、こちらの公民館関係のほうは今後、ちょっと時間が今回少のうございましたので、引き続き確認、質問させていただきたいと思います。

本日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで５番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩とします。再開は1時45分から行います。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

それでは早速、次に8番、竹永茂美議員の発言を許可いたします。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、一般質問を行わせていただきます。

2022年2月24日、ウクライナへのロシア侵攻が始まって3年余りがたち、今ウクライナ側の戦死者は4万3,000人という新聞報道がありました。また、ガザ地区でもイスラエルによるジェノサイドという攻撃で、パレスチナ人の戦死者がとうとう5万7,000人を超えました。この5万7,000人というのは、うきは市の人口の2倍にも達します。どちらの戦争でも、多くの犠牲者は子供、女性、お年寄りです。

今日の西日本新聞の朝刊には、オピニオンとして、「生きる糧 決して諦めない」という資料が載っていたので、御覧になられたんではないかというふうに思います。

この中で、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の保健局長で、医師である清田さんは、このように述べられています。全住民210万人が食料不安の危機的状況にあり、そのうち50万人が壊滅的飢餓に飢えているということでありました。飢餓に苦しむ子供たちのことを考えると、大変心が痛みます。

こんな中、6月10日の西日本新聞の朝刊に、グレッタ・トゥンベリさんが欧州議会議員と共にパレスチナ自治区ガザへ向けて食料品や支援物資を運んで船が出発というのがありました。

また、先日の会議で、高校生平和大使第28期生が発表されて、若者たちが取り組んでいます。私たち60を過ぎた者にとっては、祖父母や父や母、おじやおばさんが直接戦争体験をして聞いたことがあると思いますので、これからの世代に伝えていく責任があるのではないかと考えているところです。

さて、通告書に基づいて、1番目の質問を行います。

若者やお年寄りが住みやすいまちづくりということで、1点目が、商店街の活性化策として、お年寄りが買物しやすい公共機関の利便性向上やバス停の整備が必要と考えていますが、市長に見解をお伺いいたします。

2点目は、小・中学校の保護者の負担軽減策として、教材費の補助や夏休みのプール監視員設置、PTA会費の支出のうち本来教育委員会やうきは市が支払うべきものがないかなどの検討が

なされているかどうか、これは市長と教育長のほうにお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目につきましては私から回答し、2点目につきましては教育長から答弁をさせます。

1点目の、商店街の活性化策に係る公共交通機関の利便性向上やバス停の整備についての御質問でございますが、公共交通の利便性向上につきましては、昨年度、地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、地域公共交通計画を策定したところでございます。今年度は企画政策課に交通政策係を新たに設置し、取組を進めているところでもございます。

現在、民間の公共交通事業者の多くは、利用者の減少や運転士不足、高齢化問題など、多くの経営課題に直面しており、減便を余儀なくされるなど、公共交通サービスの安定的な提供が難しい状況となっております。

うきは市では地域公共交通計画の下、市民の暮らしに合った利便性の高い公共交通の実現に向けて、交通事業者や関係機関との協議による取組を進めることとしており、まずは本年度予算をお認めいただいております令和7年度10月を目途とした市内平野部での予約型乗り合いバスである、通称A I オンデマンドバスの試験運行をすることといたしております。

A I オンデマンドバスのバス停につきましては、民間事業者との合意を前提とした整備を進め、交通空白地域と既存の交通拠点との間で移動しやすい環境整備に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目は、小・中学校保護者の負担軽減策についての御質問ですが、現在、市内の全ての小・中学校においてPTAが組織され、会員等から会費を徴収して、校内の美化作業や学校、家庭、地域が連携したイベントの実施、PTA広報新聞発行など、各委員会の活動費などの予算に従って使われております。

また、夏休みのプール開放につきましては、昨年度は山春小学校のみ開放されており、プール監視員は保護者が行っております。

PTAは、社会教育法第10条で規定されている社会教育団体であり、会員が自主・自立的に運営を行う任意団体であります。年間予算や年間事業計画などは年度当初のPTA総会にて決定をされており、各学校に沿ったPTA活動を自らが行っております。一方で、年に一度、PTAと市の協議の場を持ち、PTAから市に対し、学校における様々な御意見、御要望をいただいているところです。

議員御指摘の負担軽減策につきましては、まずは各学校においてPTAの事業や予算等について十分御協議をいただき、今後のPTAの運営について検討していただきたいと考えております。

その上で、学校運営に関して、教育委員会が支援すべきものは適切に実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） それではまず、市長のほうにお尋ねいたします。

３月議会でも商店街の活性化ということで質問しましたけど、ちょっと私の質問の仕方が悪かったようですので、再質問です。

お配りしています一般質問資料のＡ面を御覧ください。タブレットの方はカラーで入っておりますが、そこに私が交通指導をしています扇島バス停と、ここは見えていただくと分かりますように、屋根と、ちょっと写りが悪いんですけど、ベンチがあります。一方、隣のうきは警察署前のバス停は、バス停の看板はありますけれども、ベンチありませんし、当然、待合所の屋根もあります。昼間とか、この前を通ると、やはりお買物をしてある高齢者をよく見かけます。高齢者の健康のためにも買物をしていただくことは、商店街の活性化でもありますし、また、お年寄りの方が子供たちと一緒に買物をすれば、子供たちと一緒に商店街の活性化等になるのじゃないかなと思っています。

ところが、一覧表を見ていただくと分かりますように、屋根やベンチや防犯灯、そしてトイレがあるというのは、吉井営業所、浮羽発着所を除くと、なかなか厳しい状況があります。

そういう意味で、恐らくこの状況というのは、私が議員になって７年たちますが、ほぼ変わっていないのじゃないか。むしろ、ベンチ等については木製の場合、ちょっと傷みがひどいのじゃないかなと思いますが、高齢者がバス停を利用しやすくなるようなバス停の整備というのは、今、市長が答弁された地域公共交通活性化協議会等で論議されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 企画政策課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 手島企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島でございます。

昨年、地域公共交通活性化協議会を立ち上げて、これまで会議を開催してきております。全体的な大枠としての公共交通をどうするかといった面から基本的には会議を開催しておりまして、いろいろなお話は出ておりますけれども、こうした細かなお話というところまでは会議の中では出ておらない状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） それでは再質問になりますが、このようなバスの利用、先ほど市長のほうは利用者の減少や運転手不足ということで言われましたが、こういうバス停の整備状況

というのは、市のほうで調査、あるいは点検されたということはあるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 企画政策課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） これまでこういった整備につきましては、基本的には民間のバス事業者のほうで設置してきたというのが原則かと思っております。そうしたことで、その民間のバス事業者のほうに問合せをしておりますけれども、市としまして、全てのバス停のベンチ等々について誰が設置したかといったところにつきましては、一部を除いて把握していないというのが現状でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 先ほど言いましたように、扇島では今の19区、20区、ビレッジハウスの子供たちが朝、集団登校でバスを利用しています。二、三年前、コロナ前まで、直後までは、朝は7時と7時21分と7時34分と7時51分があって、7時21分のバスで行こうねということで乗っていました。ところが、昨年度、7時34分は資生堂行きに変更されて、なくなりました。

今年6月からは7時のバスが、多分、先ほど市長が述べられた利用者の減少や運転手不足の、かもしれませんが、7時のバスがカットされました。そして、7時21分が7時17分の1本ということになり、子供たちも大変困っています。

そういう意味で、先ほどの地域公共交通活性化協議会で、このようなバスの減便については一つ話はされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほど来、企画政策課長に答弁をさせているんですが、そもそも論で竹永議員に確認をさせていただきたいんですが、今、竹永議員がるるおっしゃられているバス停の整備であるとかバス停の環境整備、また、バスの増減便については全て、事業者である西鉄バス久留米さんが事業主体であり、そちらのほうにお問合せをいただくなり、議員が地元で利用者の皆さんの声を集められたのであれば、事業者さんに対してこういった声があるがというふうなお伝えをしていただくのがまずは肝要かと思いますが、議員はそのような活動をされた上で今御発言をなさっているのか御確認をさせていただきたいのと、あと、先ほど来申し上げておりますように、事業主体は西鉄バス久留米さんに当たりますので、今この場で、バス停の整備の状況についてでありますとか、いわんやバスの増減便についての見解を市としてお答えするような内容にはないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 今の件はいかがですか。（「お答えしますので手を挙げています。いい

ですか、答弁」と呼ぶ者あり）あなたが答弁するの。（「いいえ。課長が先に答えるなら……」
と呼ぶ者あり）いや、今のがちょっと市長、反問的な意味合いだったような気がしましたので。

（発言する者あり）はい。今後、また反問の趣旨を聞いた上で認めたいと思います。そういうことで、市長の答弁についていかがですか、逆にお尋ねがありました。竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） １点目です。バスの増減便につきましては、西鉄バス吉井営業所のほうに行って、そのように困っている状況や、いろんな事情を聞きました。その結果として、先ほど市長が答弁されたように、利用者の減少や運転手不足という回答がありました。

２点目は、繰り返しになりますが、高齢者の方がバスを利用して買物に行かれたりすること自体が私は商店街の活性化につながっていると思っていますので質問しましたが、市長はそういう高齢者の方たちがバスを利用して買物をするということは商店街の活性化につながるというふうにお考えになってあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、その前に、西鉄バスをちゃんと調べたということは冒頭にそれを言ってしないと、いきなり飛び越えて、事業主体のところを飛び越えて市に質問する内容じゃないでしょうが、今の内容を聞くと。西鉄バスにしっかりお願い、調査もした結果、その辺でまた市としても御協力いただけるかという話なら分かるんですけど、いかがですか。どうぞ。

○議員（８番 竹永 茂美君） ほかの自治体の方と話したときに、やはり公共交通機関を活性化することが人の動きを活性化することにつながり、商店街、自治体の活性化につながるという話を聞きましたので質問をしているところです。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 質問にお答えをさせていただきますが、まず、公共交通の利便性でありますとか、議員がおっしゃられる高齢者の皆さんのお買物に資するとか、病院の通院もあるかと思いますが、そういったことに資する部分については、１回目の答弁で申し上げたとおり、本年策定しました地域公共交通計画に基づいて、本年１０月を目途に、市内平野部での予約型乗り合いバスであるＡＩオンデマンドバスの試験運行を行うこととしており、現在、様々調整を行っているところでございます。

これまで議会の皆様にも全員協議会や議会等を通じて様々御説明を申し上げましたし、私も議員時代から同僚議員として、るる御質問いただいた議員の先輩諸氏の皆様には個別にもお答えをさせていただいたと思いますが、このＡＩオンデマンド交通、使い方、しっかりと使っていただければ、今、うきは市内にある既存の様々な交通手段、そういったものと併せて、非常にドア・ツー・ドアで行けるような便利な公共交通になるようなものでございます。これについては全協等でも担当課から御説明させていただいていると思います。

こういったものを今後導入していくんだということも今お伝えをしている上で、バスに特化し

てお話を今いただいているわけですが、議員が御質問いただいた点は先ほど申し上げましたとおり、事業主体である西鉄バス久留米さんの管轄の部分ではないかというふうに思っているところでございます。

ここから議長、1点反問をさせていただきたいのですが、先ほど、今私に対しての質問の中で、商店街の活性化に係る公共交通のバスの利便性向上、これが必要ではないかというふうに議員はお尋ねになられて、私どもは先ほど申し上げたように、A I オンデマンドバス等をしっかりと使っていくというような思いを持って取り組んでいるのですが、議員からの質問の趣旨がちょっとよく分からないんですが、議員にとって、この商店街の活性化というのはどのような状態を指していて、それに対して、西鉄バスの幹線バスの利用がどのような効果をもたらすとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 反問中は時計を止めていただくということですか。

○議長（江藤 芳光君） 止めません。そういう申合せはまだしておりませんので。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは早口で。

先ほど言いましたように、朝夕、あるいは昼間を見たときに、多くの高齢者の方が、いわゆる交通機関、自家用車を使うことができずに、あるいは免許返納ということで、公共機関の西鉄バスさんを使ってあるという状況があります。そのときに、多くの荷物、あるいは天気によっては暑い日もあるし、雨の日があるときに、バス停にベンチや屋根があればもっともって出ていかれるのじゃないかなということで、商店街の活性化につながるのではないかという質問をいたしました。

○議長（江藤 芳光君） 何かありますか。あとは質問を続けてください。

○議員（8番 竹永 茂美君） はい。じゃ、先へ進んでいいですか。

○議長（江藤 芳光君） はい。どうぞ。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、同じく一般質問資料のA面の右側になります、PTA負担についてお尋ねいたします。

先ほど教育長のほうから、PTAが組織され、会員等から会費を徴収ということで、会員だけではなくて準会員という形での会費が徴収されております。

また、2021年の6月議会でも、生け花代や教科書代、図書代、文化祭、体育祭、医薬品、このときはプール更衣室の改装等があったので、これはPTA会費で払うべきものではないのじゃないかなということで、右側に本年度の2024年度の決算書から抜粋いたしました。

多くのものが、児童奨励や教育条件整備、あるいは児童活動の奨励ということですので、これらの点は本来教育委員会なり市が負担すべきだと思いますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 今、議員から幾つかの項目が示されたわけですが、一つ一つに答えることはできませんが、基本的には、それぞれの学校は学校行事とか教育活動で必要なものは学校管理費の中の消耗品費から支出をしておりますので、例えば、儀式のときに使う花にしても、いろんなものは大概この消耗品費から支出をして賄っているところでございます。

そして、学校によってはP T Aの予算から支出をされている学校もあるようですが、それはP T Aの理事会やP T Aの総会の承認をした上での予算に基づいて執行しているもので、学校が勝手にそれをP T Aの予算から執行しているものではございませんので、そういうことでお答えをさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今回また新たに出しておりますので、ぜひP T A、当然保護者と教職員も入っていると思いますので、こういう支出が適当であるかということを検討していただけるということでよろしいでしょうか、教育長。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の御指摘もございましたので、再度、P T A予算の支出につきましては把握をいたしまして、今後、それがふさわしいのかどうかというのは検討させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目についてはよろしくお願いいたします。

2点目は働き方改革についてです。

新聞報道等で十分御承知と思いますが、給特法の改善が先日なされました。新聞にも幾つかのことが書いてありました。これは6月3日で、教員環境改善、法改正だけでは不十分ということで書いてあります。

そういう意味で、働き方改革の取組について、教職員の昨年度授業総時数と総時数、また、超過勤務削減のための総合教育会議での論議について伺います。

また、市職員の定数充足率と今後の閉庁時間変更の検討についてなされているかどうか。そして、会計年度任用職員の勤務時間数が増えられたことによる本人及び正規職員への影響がないか、伺います。

また2点目は、1月に2024年度1月までの超過勤務360時間以上の数をお聞きしましたが、2月、3月と増えているような気がします、その実態をお伺いし、また、効果のあった取組について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 働き方改革について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目のうち、市職員の充足率、あと、今後の開庁時間変更への取組、会計年度任用職員の勤務時間変更に伴う影響と、2点目のうち、市職員の超過勤務360時間以上の者の数と、時間外勤務縮減への効果ある取組につきましては私から答弁をし、1点目のうち、市教職員の働き方改革への取組、2点目の教職員の超過勤務者数等に関しては教育長から答弁をさせます。

総務省が行っております地方公共団体定員管理調査によりますと、地方自治体の総職員数は平成6年をピークとして平成28年度まで一貫して減少傾向が続いてまいりましたが、近年は微増で推移をしており、令和6年4月1日現在、前年から約1万人増加し、約281万人となっております。

地方自治体におきましては、地方自治法第172条の第3項により、事務事業を遂行するために必要とされる常時勤務する職員数を職員定数として、その限度を条例で定めるものとされております。本市においては職員定数条例により259名と定めており、現在の本市職員の一般職の人数は229名でございますので、条例に定める定数に対して約88%の割合となります。

次に、開庁時間の見直しにつきましては、近年、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化により、行政サービスの提供方法にも柔軟性が求められるようになっております。コンビニエンスストアでの住民票などの交付や、スムーズで効率的な窓口サービスの提供に向けたフロントヤードの改革など、市民サービスの質を維持向上させる取組とともに、慎重に検討を進めております。

また、地方行政の重要な担い手となっている会計年度任用職員につきましても、各職について、正規職員の人員配置の状況等を踏まえた上で、業務内容に適した勤務時間を設定することで行政サービスの安定的な提供に努めているところでございます。

勤務時間の見直しにより、会計年度任用職員の方々からは働きやすくなったという声が寄せられる一方で、収入の減少が不安といった御意見も伺っております。こうした声については丁寧な受け止め、今後の制度運用に生かしてまいりたいと考えております。

今後につきましても、自治体としてのサービスの質と効率、財政の健全性を常に考慮し、市民の皆様に提供するサービスの水準を維持しつつ、職員の負担軽減と行政コストの適正化を実現するため、各部門の業務を定期的に評価し、勤務時間や勤務形態の在り方について検討をしてまいります。

2点目の、令和6年度の市職員の時間外勤務が360時間を超える者の状況と、時間外勤務削減に対しての効果ある取組についての御質問でございますが、令和6年度中、時間外勤務が360時間を超える職員は8名でございました。令和5年度と比較しますと、2名の減少となっております。

時間外勤務の要因については、令和6年6月、そして、10月に行われましたうきは市長選挙

並びに衆議院議員選挙への従事等であり、他律的な業務等によるものと考えております。

平成31年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、国家公務員においては、人事院規則で超過勤務命令の上限を原則一月45時間、1年360時間、他律的業務の比率の高い部署においては一月100時間、1年で720時間などとなっており、本市においても同年6月定例会において議会の議決をいただき、原則一月45時間、1年360時間とする上限規制を設けているところでございます。

令和6年度につきましては、年間360時間を超えて勤務を行っている職員については、所属長にヒアリングを行い、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務の上限規制達成に向けて対応を行ってまいりました。

時間外勤務縮減に向けて効果のある取組として、総務省が作成しております時間外勤務縮減に向けた要因の整理・分析・検証等に関する事例集がございますが、これにおいて本市の取組が取り上げられております。

その中でも、月内における時間外勤務が一定を超えた職員へのアラートメールの送付でありますとか、管理職会議での情報共有、対象職員との面談などが特に効果があっているものと考えております。

また、今後の上限規制達成に向けて、ノー残業デーの設定による定時退庁の推進、メール等による周知啓発を行っているところでもございます。

今後も、うきは市特定事業主行動計画に基づく有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の、教職員の昨年度の授業総時数と総時数、超過勤務削減のための総合教育会議での論議についての御質問ですが、学校教育法施行規則に定めます標準授業時数は、小学校4年生以上が1,015時間とされております。標準授業時数を大幅に上回る1,086時間を超えないように指導がなされております。

そのような中、昨年度のうきは市における総授業時数が一番多い小学校は1,046時間、中学校は1,060.3時間となっています。いずれも1,086時間は超えておらず、適切な授業時間と考えております。

また、総授業時数につきましては、一番多い小学校で総授業時数は1,134時間、中学校では1,126時間となっています。

超過勤務削減のための論議については、これまで総合教育会議の中で教職員の働き方に特化して協議したことはありません。

2点目は、教職員の超過勤務者、効果のあった取組についての御質問ですが、令和6年度、年

間360時間以上の超過勤務の実態につきましては、小学校が134名中73名、中学校53名中43名でした。令和5年度と比較しますと15名の減少となっており、これまでの取組により一定の成果が出ていると考えています。

次に、効果のあった取組につきましては、毎月の校長会で超過勤務の指導や助言を行い、各学校においては管理職が毎月1日、10日、20日の月3日を最低限として教職員の超過勤務の時間を把握し、業務内容の確認等を行い、改善策の協議を行っており、マイ定時退校日や計画的な年次休暇の設定も継続的に実施をしております。

また、校務支援システム「ミライム」の活用によりまして、会議のペーパーレス化、教材の共有化、うきはっ子応援隊の活用をさらに促進するなど、様々な取組を行っております。

また、うきは市総括健康管理委員会において、それぞれの学校の校長から学校の衛生委員会の内容や効果のあった取組を情報共有するようにしており、産業医からの助言も併せて、他校の取組のよさを参考に取り入れるように促しています。

さらに、産業医による各学校の巡回指導も実施をしております。また、月80時間を超えた教職員につきましては、産業医が面談を実施しており、改善につながるようにしております。

今後も管理職には、自校の教職員に働き方改革の目的を再認識させ、教職員一人一人が働き方の目標を意識し、働き方改革を主体的に進めていくようにしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） まず、1点目の働き方改革についてですが、市長の答弁によりますと職員定数条例は259名だけど、実数は30名減の229名ということで、やはりここはかなり難しいというか、厳しい状況ではないかなと思っています。

市民へのサービスの向上、また、多様な市民からの要望からすると、もう少し定数条例に近い採用をすべきではないかなと思っておりますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 先ほど細かく御説明をした内容によってこの条例で人数が決まっておりますので、先ほどの説明で御承知いただいたものと思いますが、この定数は上限でありまして、必ずしもこの人数いないとというようなことではないというふうに思っております。

また、議員が御指摘のように、市民サービス、行政サービスの向上のためには、この上限の範囲内で正規職員を増員してはどうかと、非常にありがたいお申出だというふうに思っておりますが、一方で、行財政を預かる身でございますので、財政面、人件費等、そういった経費についても厳しく管理をしてまいらなければなりません。

御承知のとおり、人口が減少していく中、また少子高齢化でありますとか、そういった様々な課題を抱えております。そして、今日午前中の議員の皆さんからの発言にもありましたような

様々な市が抱える課題も持っておりまして、今後、それに対して大きなお金がかかるようなお話もさせていただいたところでございます。

そういった全ての状況を鑑みた上で、どのぐらいの数が適正であるのか、そして、業務内容が効率的であるのか、そして、会計年度任用職員の皆さんにも触れましたが、会計年度任用職員の皆さんのお力をお借りするのはどのような業務が適正なのか、そういったことを総合的に判断して人員の管理に関しては進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 会計年度任用職員との関係もありますので、少し話をさせていただきたいと思います。

5月に連合福岡の北筑後協議会の議員懇談会で、古賀市の田辺市長との話をする機会がありました。田辺市長の方針は、チルドレンファースト、ジェンダー平等、民間連携——でまちづくりをという話を2時間聞かせていただきました。

田辺市長のチルドレンファーストはいろんな場面で生かされていて、職員からの提案については面白いねということで取り上げていくけれども、人事評価とは別だとか、いろんな声があったら現場の声を市の職員に聞きに行かせているとか、市に対する要望についてはできるだけにかかわらず、結果をその方に知らせるとか、市長室をオープンにして会議に使わせるとか、反問権行使は対立を招くので使わないとか、等々がありました。

その後また2時間ほど懇親会がありまして、私の隣に座っていただいた関係で、SDGsの取組や脱炭素先行地域事業、PFI事業、そして、コミュニティ・スクールや農業政策についても話を聞くことができました。

そのようなことを踏まえまして、2点目の会計年度任用職員さんについてお尋ねいたします。

先ほど市長も、一方で収入の減少が不安ということでしたけれども、学校現場なり、たくさん働いてある会計年度任用職員さんの話を聞きますと、以下のような声がありました。

1つは、やっぱり賃金が下がったということが一番多かったような気がいたします。それから、勤務時間数が削減されたこと、あるいは、そのことに伴う職場での仕事、職務内容についての説明を自分がしなければいけなかったとかですね。それから、用務員さんたちが今、各小学校と中学校で勤務時間は一緒ですけど日数がばらばらで、正規の職員との打合せや引継ぎがでにくいということがありました。

また、これは教育長のほうへの質問になるんですけど、会計年度任用職員、講師の方だと思いますが、赴任日は異動発令の日であって大変困ったというのが、うきは市ではなかったんですけど、うきは市ではそのようなことはなかったんでしょうか。

それから、正規職員さんにも何人か聞きますと、会計年度任用職員さんが時間短縮されて早く

帰られるので、帰られた後の仕事を正規職員で分担しなければいけないという声等を聞いたんですが、市長並びに教育長は、この収入の減少以外の問題点というか、心配点は聞かれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 私と教育長に聞かれておりますので、私が聞かれた分についてお答えをしますが、まず、議員が語るお話をされました連合福岡の北筑後地域協議会の座談会でしょうか。そして、田辺古賀市長とのお話が分かりませんが、議員も御承知かと思いますが、私は連合福岡の出身でございまして、労務の管理であるとか、そういったところはしっかりと勉強させていただいて、様々な福岡県下の事業者の皆さん、労働者の皆さんのそういった労務管理について、実態を把握し、勉強させていただいた身だと自負しております。

また、古賀市の田辺市長とは様々な意見交換を行っておりまして、いいところはしっかり学ばせていただいているところでございますし、うきは市も今、市役所職員の労働環境の改善にこの1年間かなり努めてまいりまして、市議会の中でも幾つもの市職員に関する条例の改正をお認めいただいたところでございます。その内容等をお読み解きいただければ、子育て世代を中心とした市の職員の労働環境がかなりこの1年間で改善をされていることは御承知いただいているものというふうに思っております。

あと、反問権について触れられましたので一言申し上げておきますが、反問権はあくまでも、法を引いていただければ分かるのですが、質問いただいている質問の趣旨が分からない場合にその趣旨を問う、正當に認められた権利でありますので、これが対立を生むとかなんとかということとは私は考えておりませんし、御承知かと思いますが、全ての議員の皆さんに反問権を使ったことはございません。

そういったことを御説明した上で、会計年度任用職員について御質問いただきましたが、先ほども1回目の答弁で申し上げましたとおり、中には労働時間が短くなったというような職員さんがいらっしゃるのはいかがい知るところであります。

そのほかについては、やはり正規職員と会計年度任用職員で雇用の体系が違いますので、いわゆる同一労働、同一賃金というような考え方もあろうかと思いますが、同じような業務をしているというような部署があれば、そこで賃金の体系が違うことに対する御不満等は一部あるかというふうに思っております。ただ、市役所の中では、きちんと正規職員が担うべき仕事、また職責ですね、責任、これと会計年度任用職員さんが行う業務というところは、それぞれの職場で線引きして対応しているというふうに認識をしておりますので、今後も会計年度任用職員さんの声はしっかりと伺いをしながら、そして、常日頃から職員組合の皆さんとも様々な意見交換等をさせていただいておりますので、そういった御意見も参考にしながら、運営に努めてまいりたいと

思っております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1つ目の赴任日と異動日が重なったという、そういう例はうきは市にはございません。

会計年度任用職員に関しては、用務員の勤務時間が短くなりましたが、勤務時間は原則こちらが、教育委員会のほうが提示をいたしました、それぞれの学校で学校長と話をして、若干勤務時間が遅くなったり、教育委員会が示したとおりになったりと、2つのパターンぐらいに分かれたと記憶しております。

その他、会計年度任用職員から勤務について、労働環境に関しまして様々御意見がそのときそのときに教育委員会に要望がありましたが、その一つ一つ、丁寧に対応をしてきたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、お願いになるのかどうか分かりませんが、最低限、また会計年度任用職員さんが導入されたときに、私議員になっていまして、多分、総務課のほうに、この会計年度任用職員制度が入って、働く方の労働条件や賃金は変わることはないのでしょうかという質問をしたら、ありませんということでした。

ところが、6月5日の、これは朝日新聞ですが、非正規公務員、待遇改善へということで、会計年度任用職員、常勤化や給与の見直しという、このような新聞があったわけですので、そうすると、今説明していただいた分では若干足りないかなと思うんですが、この新聞に書いてありますような常勤化や給与の見直しは今後していただけるのか。そして、もし仕事内容が変わった場合は、会計年度任用職員さん本人ではなくて、職場の管理職のほうからこういう状況ですよということの説明をしていただくという理解でよろしいか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 詳細は総務課長に答弁をさせますが、これまでの間も会計年度任用職員に関しては人事院勧告等に基づいてしっかりと対応を改善しておりますし、給与等も時々で見直しを図っておりますし、直近では正規職員同様に給与の昇給の遡及等も行っておりますので、十分に検討している状況だと認識しております。

詳細は総務課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 浦総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。

会計年度任用職員の常勤化、それから、給与見直しはどうかということでございます。

現在のところ、常勤化につきましては報道の部分以外に国からの通知などは出ていないところ

でございます。現状を見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） いわゆる骨太方針に盛り込んだという形なので、これからのことだと思いますけれども、ぜひ住民サービス向上のためにも、非正規、いわゆる会計年度任用職員さんの待遇や常勤化について取り組んでいただきたいと思います。

それから、超過勤務３６０時間等々の件で、新しい給特法の改正の中には、お配りしています資料のＢ面の上のほうと下のほうにありますが、下のほうの公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の要綱ですが、３番にこのように書かれています。

「教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。」ということで、来年４月１日施行ということですが、これが通れば、業務量の管理並びに健康確保措置実施計画等については総合教育会議に諮られるという理解でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員が御指摘の６月１１日の参議院本会議におきまして、教特法が成立したということでございます。私も中身は見させていただいております。

その後、阿部俊子文部科学大臣のメッセージが発表されまして、この改革案が出た後、指針を策定するなどして、法の施行に向けた具体的な準備を進め、教師を取り巻く環境整備を強力に進めたいというようなメッセージを発しておられました。

そういうことで、具体的なスケジュール等は今後示されるものと思っております。ここに示された総合教育会議で協議をすることも、当然ながらそうなると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） よろしく願いいたします。

時間が迫りましたので、３番に入ります。

安全・安心のまちづくりで、１点目が、うきは市の本年度末満期を迎える基金の種類と金額、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

といいますのも、新聞に報道されまして、うきは市の基金は大丈夫だろうかということで、財政課長のほうからは全協で説明がありましたけど、市民に対して説明がありませんでしたので、基金の運用の計算せずということについて、具体的にお話をお願いしたいというのが１点です。

それから２点目は、小・中学校の安全確保について予算が通っておりますが、本年度いつぐらいいに進捗されていくのか、現状をお伺いしたいと思います。

最後に、厚生文教常任委員会で実施した浮羽究真館高校生との意見交換会で出た通学の安全策

の進捗状況について、現状どのようなことなのか、お尋ねしたいと思います。お手持ちの資料のB面の右下にそのような記載をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が本年度末満期を迎える基金の種類と金額及び今後の見通しについてと、2点目の浮羽究真館高校の通学路の安全対策の進捗状況については私から答弁をし、小・中学校通学路の安全確保の進捗状況につきましては教育長から答弁をさせます。

現在、市が基金として保有している有価証券で、本年度末に満期を迎えるものはございません。

今後の見通しでございますが、令和8年度に満期を迎える有価証券が5億円分ございますので、満期を迎える前に、副市長が委員長を務める基金管理運用委員会においてその運用方法について協議を行い、そのときの有価証券の保有状況や今後予定される市の事業等も考慮しながら、新たな有価証券を購入するのか、あるいは現金として保有していくのかを決定してまいります。

今後の基金運用におきましても様々な角度から検証していきながら、適正な基金運用に努めてまいりたいと考えております。

2点目の浮羽究真館高校における通学路の安全策の進捗状況についての御質問でございますが、浮羽究真館高校の諸課題につきましては、高校との正式な協議の場として学校当局との定期的な会議を開催しており、学校側の課題やニーズを直接お伺いしながら、学校の活性化や生徒全体に裨益する支援策について、優先すべきものから順次検討を進めているところでございます。

一方で、うきは市議会の厚生文教常任委員会で閉会中審査として、浮羽究真館高校生18名と意見交換をされたことにつきましては、うきは市議会が発行されました、議員が資料として添付をされておりますうきは市議会だより81号を拝見しましたので、これを拝見することで承知しているところでございますが、現時点で学校や市議会から通学路の安全対策について具体的な要望等はあっておりません。今後、要望がなされた場合は検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 小・中学校通学路の安全確保の進捗状況についての御質問ですが、令和7年度、通学路の安全確保実施状況につきましては、現在、各学校から危険箇所改修要望の集約を行っており、関係機関と情報の共有を行いながら、7月下旬に現地立会いを行い、8月にうきは市通学路安全推進会議を開催する予定でございます。本会議におきまして、改修が必要と協議された箇所を令和7年度以降に工事着手していきたいと考えております。

今後も通学路の安全確保に向け、合同点検の実施など、関係機関と連携し、危険箇所の早期改善に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 市長のほうに1点お尋ねいたします。

議会だよりを見られたということですが、こういう場でそれぞれの常任委員長が閉会中の報告をされますが、それは要望というふうには受け取っていただいていないという理解でしょうか。それとも要望として受け止めているということなのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議員の皆様も御承知かと思われるのですが、この議会の場で確かに閉会中審査の報告として高木常任委員長のほうから、このような18名の生徒さんとの意見交換を実施した、そして、内容についてはこのような内容があったというような、この議会だより81号にも記載されているような内容をもう少し詳細に御説明をいただいたのはきちんと聞いておりますし、資料も持ち合わせております。

しかし、いかがでしょうか、議員。要望というのは、今、議員がおっしゃられる、この議会の場で報告したのを聞いたかというようなお話だったかと思いますが、それはあくまで常任委員会の閉会中審査の活動の御報告であって、市執行部等への正式な要望ではないやに感じております。また別の機会に議会の常任委員会のほうから建設課等に対して何か要望等があったかということは、私は現段階では把握をいたしておりません。

そして、今回、進捗状況を伺われているのですが、いかがでしょうか、今、竹永議員がお示しいただいている資料を見て、駅から高校までの通学路の安全対策という文言だけが書いてあるのですが、それでは、この文章を読んで私たちは、駅から究真館高校までのどこのどの部分をどういう形で安全対策を施す、そのように認識をすればいいのか、この報告書や81号の議会だよりからは読み取ることができませんので、誠に申し訳ございませんが、現段階で何かしら具体的な取組を行っているということはないということでございます。

ですので、先ほど冒頭の答弁で申し上げたとおり、何らかの安全対策が必要と議員がお求めならば、そのような正式な手段で御要望いただくことを望みます。

○議長（江藤 芳光君） これで8番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時ちょうどから開催いたします。

休憩します。

午後2時47分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

本日が最後になります。次に、3番、高松幸茂議員の発言を許可いたします。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

私は大きく2つお尋ねします。

最初に、不登校児童・生徒への学習機会の保障についてです。

令和5年12月議会の一般質問では、不登校児童・生徒への支援について、教育長は学びが多様に保障されるような社会になればと思っていると答弁されました。うきは市でその後、そういう方面でのどんな取組がされたかについて伺いたいと思います。

そこに4点挙げております。

在宅の児童・生徒にはどんなふう支援しておられるか。適応指導教室に通う子供たちにはどのように支援しているか。3番目が、社会福祉協議会にフリースペースがありますが、そこに通う子供たちにはどのように支援しているか。4番目が、民間のフリースクールに通う子供さんが、対象の子供さんがおられるかどうかも含めて、どのように支援しているか。

以上お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 質問相手が教育長になっているんですが、通常であれば私はちょっと答弁できないんですが、いただいている4つの質問のうちの社会福祉協議会のフリースペースに通う部分、フリースペースの部分は所管が市長部局、福祉事務所のほうになりますので、この学習機会の保障について大きく4点御質問いただいたうち、まず、3点目のフリースペースでの支援については私のほうから答弁を行いまして、残りについては教育長から答弁をさせたいと思います。

3点目の社会福祉協議会のフリースペースに通う方の支援についての御質問でございますが、社会福祉協議会が運営しているフリースペースは、不登校・ひきこもり対策相談支援事業の取組の一つとして、市がうきは市社会福祉協議会に委託して実施している事業でございます。総合福祉センターの中に設けている施設となります。

御自宅に引き籠もりぎみで学校などに行けない方が、自宅以外の居場所として、教材を使って勉強したり、テレビゲームやボードゲーム、読書などの趣味を楽しんだり、自由に過ごすことのできる場として活用をいただいております。また、同じ境遇の方や支援スタッフとの交流を通じて、安心感を得られる居場所ともなっております。

自分のペースで通うことができるので、少しずつ規則正しい生活を取り戻すきっかけとなったり、自分の興味や関心を探求したりと、社会への一步を踏み出すきっかけになればと考えている

ところでございます。

学習機会の保障についてですが、過去には学校と連携を図り、フリースペースに通っている生徒がフリースペース内でオンライン授業を受けて出席扱いとなった事例もございます。

しかしながら、議員が一番御承知かと思いますが、フリースペースでは学習を強制したりだとか、あと、学校のような雰囲気をつくり過ぎたりすると、通っている方が居心地の悪さを感じてしまう可能性もあるかと思しますので、そういったところは丁寧に対応していく必要があると考えております。

今後も財政機構と連携し、通っている方のニーズを尊重しながら、可能な限り学習機会が保障されるよう、フリースペースにおける支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 失礼いたします。1点目の在宅児童・生徒への支援についての御質問ですが、教育委員会といたしまして、小・中学校の児童・生徒の不登校の背景や要因、今後の支援の方向性を決めるために、各学校に個々に児童・生徒に関する実態調査表の作成をお願いしております。特に、中学校におきましては、毎週、学校関係者、スクールカウンセラーなどの専門家、教育委員会などが参加する教育相談部会を行い、個々の不登校傾向の児童・生徒への組織的、計画的な支援について検討するように支援をしております。

また、年に4回、教育、医療、福祉の専門家らが学校からの相談を受け、効果的な対応について助言するネットワーク会議を実施しております。

児童・生徒への具体的な支援といたしましては、1つは、2日に1回は家庭と電話で連絡を取り、健康状態や安全面などに問題がないかを確認するようにしています。

2つは、1週間に1回は家庭訪問を実施し、電話では分からない本人の現状や気持ち等も定期的に把握するようにしています。また、教育センターの教育相談員と福祉事務所の相談員とで、学校や保護者の要請があった場合に家庭訪問をして、本人の確認と保護者の悩みなどを聞いて助言したりしています。

3つ目は、本人が希望する場合、学習内容によっては、タブレットパソコンを家庭で使いながら学校とのオンラインで学習することを認めております。

2点目の適応指導教室に通う者への支援についての御質問ですが、教育委員会としては、中学生については毎週実施の教育相談部会で、出席状況等の報告を基に対処策を検討し、実施しています。小学生については、定期的に学校と適応指導教室が児童の状況を話し合うことにしています。

また、定期的に適応指導教室を訪問し、児童・生徒の出席状況等を報告を聞き、児童・生徒に合った支援の方針の助言を行っているところでございます。

4点目の民間フリースクールに通う者への支援についての御質問ですが、現在、民間のフリースクールに通う小学生がいますが、毎月1回、学校、保護者、民間フリースクールの3者でケース会議を行い、現状把握や、児童や保護者の悩みなどの相談に答えたりするようにしています。教育委員会としましては、学校とケース会議の情報共有を行いながら、改善できることについては助言し、支援を行っております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 答弁ありがとうございました。

まず、不登校の問題でしたので、教育長だけを答弁者に指名しておりましたけれども、社協のフリースペースのことについて市長の答弁をいただいてありがとうございます。

社協のフリースペースのことについてまず再質問——失礼しました。再質問に移ります前に、不登校の子供たちの気持ちになって考えていただきたいと思いますので、少しお話しさせていただきます。

現在でもまだ、学校に行かない子供たちには問題があると捉えている皆さんがおられます。えっ、子供たちに問題があるんじゃないのと思った方がおられたら、これは動画になると思いますので、ユーチューブで御覧になる方にもちょっと考えてほしいんですけども、子供たちに問題があるんじゃないのと思われている方がまだおいででしたら、その方御自身の視線が不登校の子供たちの外出を妨げている可能性がありますので、子供たちの立場になってぜひ考えてみていただきたいと思います。資料を見ながらお聞きいただけたらと思います。

不登校の児童・生徒にはいろんな子供たちがいます。不登校であっても元気な子供たちはおられます。そうでない子供たちももちろんおられます。子供たち自身で課題を抱えていらっしゃる子供さんもいますし、そうでない子供さんもいますし、家庭的課題を抱えていらっしゃる子供さんもいますし、友人関係の課題を抱えている子供さんもおられます。そして、意外と認識されていないんですけど、性的マイノリティーと呼ばれている、一言で言われますけれども、これも非常にいろんな方がおられて、そういう方も非常に大きな苦しみを抱えて日常暮らしておいでです。大人の方についてはテレビでも最近真面目に取り上げられることが増えてきておりますので、番組宣伝とか見かけられたら、ぜひ御覧いただきたいと思います。

それからもう一つ、家庭的課題を抱えている子供さんと言いましたけれども、そういう見方そのものも保護者に対する色眼鏡であることも多いし、子供さんに肩身の狭い思いをさせて、ますます行きづらくさせるという面もありますので、そういう見方ではなく、御家庭も頑張っているけれども、うまくいかないこともあるという、そういうふうに見ていただけるといいんじゃないかなと思います。

不登校状態になっているとしても、特に原因があるわけではなかったり、どうにもできないこ

とであったりすることがあります。そんなとき、頑張って学校に行っている子供さんは立派です。一方、頑張り続けてくたびれる子供さんもいて、そんな子供さんが不登校になることがあると。大人であっても子供であっても、無理になる前に休むのが自然なことです。なので、原因を追求して子供を苦しめるよりも、支援に力を入れるほうがよいのです。そういう意味で、支援についてお伺いしたわけです。

そこで、フリースペースのことに戻りますけれども、社協のフリースペースの子供さんでも出席扱いとなった例もあるということで、前回私が質問させていただいたときに、何か難しいような御回答だったと記憶しているんですけども、実際出席扱いしていただけたというのは、子供さんにとってもよかったんじゃないかなと思います。

ぜひ今後もできるだけ、フリースペースであっても前向きに課題に取り組んだりとか、学校の匂いがすると行けなくなってしまうので、そうじゃない状態で前向きに取り組んでいる子供さんは積極的に出席扱いしていただけると、子供さん自らが学校に行こうとする力につながると思いますので、ぜひ前向きに取り上げていただけたらと思います。

それから続きまして、在宅で登校していらっしゃらない子供さんに対しての具体的な支援についてなんですけれども、これも要らんお世話になるといけないんですが、先生方も十分気をつけておいでだとは思いますが、定期的に電話をかけていただくのがいい場合とそうでない場合がありますので、そこら辺は十分気をつけていただいて、どんなことかといいますと、電話のベルが怖くなることもあるんですね。なので、保護者の方にあらかじめ、電話は怖がっていないですかとか、そこら辺まできちんと確かめていただいて、そこから先はどんな方法がいいかで連絡を取り合うというようなことをぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つが、本人が希望した場合に学校とのオンラインで学習することを認めておいでだということで、これも非常にありがたいことじゃないかと思います。せっかくタブレットを子供さんに支給してありますので、これは活用しない手はありませんよね。ぜひこれからもどんどんやっていただけたらと思います。ただ、これも御本人が苦痛と感じていないかということをぜひ確認していただいて、親御さんにも、せっかくあるんだから勉強しなさいというと、そこもマイナスになりかねませんので、ぜひこの辺はスクールカウンセラーとも協議していただいて、慎重にやっていただけたらと思います。

それから、適応指導教室に通う子供さんへの対応ですね。これはうきは市の適応指導教室のことだと思いますけれども、以前もお尋ねしたことがあります。市外にも適応指導教室はあります。以前は、私が適応指導教室の指導員をしていた時代のことですけれども、お互いに、地元の適応指導教室には行けないけれども、ほかの市の適応指導教室には行けるというケースがあると思います。なので、それもまた、可能性があればですけども、要らんことはせんでもいいかも

しれないけど、可能性があれば、ぜひそういう道は残していただきたい。今ないんだったら、新たに再スタートでやっていただきたいと思います。

それから、民間フリースクールに通う方が現在おいでになると。こういう方への支援がどうなっているかというのが私は特に気にしているところなんですけれども、資料にもちょっとつけております。1枚目の下のほうに、その他の経済的支援というのがあると思いますが、市外施設利用者への経済的支援ですね。これは、例えば大野城市ですと、費用が発生すると思いますので、そこへの補助をしているのが、2024年4月からされているそうです。

ちょっとほかの市について十分調べられていないんですけれども、うきは市の子供さんについてそういうことがされているかどうかというのが分かりましたら、お答え願います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 大野城の施設についてのお尋ねですが、個別にはお答えができませんけれども、児童・生徒や保護者に対して、多様な学びの場があるということについての説明はこれまでも毎月の定例校長会におきまして、生徒指導充実という項目の中で、不登校を生まない教育実践、または早期発見の取組など、指示をしてきたところでございます。

また、県内の各市町村の教育支援センターや民間団体のフリースクール、不登校に関する親の会などの団体に関する情報につきましては、福岡県教育委員会が本年3月作成しております福岡県不登校児童生徒支援リーフレットを4月に各学校を通じて保護者に通知したところでございます。

また、6月の定例校長会におきまして改めて、県教育委員会作成のリーフレットを基に、多様な学びの場を保護者に周知すること、あわせて、各学校に不登校兆候の児童・生徒などが教室以外に学ぶことができる空き教室などの場の設置を児童・生徒と保護者に周知できるようにお願いをしたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 保護者までしっかりいろんな情報を届けていただいているということで、少し安心しました。県のほうでいろんな情報をつくっていますけれども、ただ、今日、先ほど県のLINEで入ってきた情報を確かめてみたんですけれども、少し間違いもまだありますので、そこは私、自分としてもファクトチェックして、県のほうに問いたいとは思っております。

せっかく資料を作りましたのでもう少しお伺いしたいんですが、自宅の子供さん、先ほどネットでオンラインで学習できるという対応をいただいているのは分かりましたけれども、ホームスクーリングということをやられているような、そういう対象の子供さんがいるのかいないのかとか、あとは、別室登校は当然出席扱いだと思いますけれども、別室登校の——失礼しました。

それはもういいです。出席扱いになっているはずですよ。

今申し上げたホームスクーリングのこと、もしありましたら。ないならないで結構です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） ホームスクーリングに関しては別段今のところは対応していませんが、また今後検討する必要があるだろうと思っております。

別室登校につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、中学校には相談室という部屋が確保されておりますけれども、小学校にもそういう空き教室等を確保しながら、一旦そこで落ち着いて、それから教室に行くというような、そういう場所を設置するよというということで、これは学校の中の施設ですので当然出席扱いになるわけですが、あまり出席を強いるというか、出席にこだわり過ぎると、なかなか家から出られないという状況もありますので、多様な学びの場としてフリースクールとかということで、やっぱり居場所をつくるという考え方も一つ大事ではなかろうかと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 学校内の部屋であれば出席扱いになるということはよく分かっておりますので、そのとおりで、小学校にも別室登校の整備を進めていただくというのも、出席扱いが欲しい子供たちにとってはありがたいことだと思います。教育長がおっしゃるとおり、出席を強いることにつながるような運用はぜひとも避けていただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、配付資料の下の方に市外施設利用者への経済的支援と書いていて、それについてはお答えいただいたわけですが、経済的支援という意味で、そのほかに不登校の子供たちの給食費の取扱いということについてちょっとお伺いしたいんですが、ほかの自治体では、学校に來ている子供たちには給食費の補助があっている。それに対して不登校の子供さんはもらえないのじゃ不公平じゃないかということで、補助を出すようになったところもあります。

うきは市の場合には、次年度から無償化するんだったですかね、給食費。ちょっと違いましたかね、すみません、勘違いしています。とにかくこれからそういう方向性も出てくるかと思いますが、まず現状で、就学援助を受けている子供さんには給食費は補助というか、無償化になっているんじゃないかと思います。

不登校の子供さんで対象の子供さんがいた場合、どういう取扱いになっているかということをお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いいたします。

就学援助の件ですけれども、就学援助の給食費につきましては実費精算になっておりますので、実際食べられていないということでありますと払われてございませんので、援助はないというような形になっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。ちょっと私が認識不足で失礼しました。

それから、関連になってしまいますけれども、健康診断についてはどんな扱いをされているかというのを、通告していなくて申し訳ないです。もし御存じでしたら。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 不登校傾向の子供たち、不登校の子供たちが、それぞれ学校に尋ねれば、健康診断の日に欠席をしても医療機関にかかればできるわけですが、それが全てできているかどうかというのは、今ここでは把握ができておりません。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） すみません、通告していなくて、お答えいただいてありがとうございます。

子供さんたちの中には、これはちょっと日にちを覚えていないんですけれども、新聞報道で、これで非常に困ったということがありましたものですから、つい思い出して質問してしまいました。

そうしましたら、不登校関係の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2番目が図書館の運営及びうきは市民センターの建物についてということです。

図書館は社会教育機関として非常に重要だと認識しておりますが、それが図書館を利用する方には重要だという認識は行き渡っておりますけれども、あまり利用なさらない方、利用していただければ重要だということを分かっていただけ、活用できるということを分かっていただけと思うんですけど、それ以外の方、それから、市役所の職員さんでもよく利用なさる方、そうでない方で非常に重要性の認識の差が大きい、ばらつきがあるだろうと思います。

図書館運営の改善について伺います。

1点目が、開館時間が短縮されましたが、市民からは元に戻してくれという要望の声が聞かれております。運営上の工夫でそれを元に戻すことができないかということです。

それから2番目が、社会教育機関としての重要性を考えますと、現在の司書さん、司書さんは全て会計年度任用職員として勤めておいでです。この雇用状態が私は適正であるとは思えません。

教育長の見解を伺います。

それから3番目が、先月19日に図書館を含むうきは市民センター全体の水道が故障して水道が使えないという状況の知らせがありましたが、その後の復旧の状況についてお伺いします。

それから4番目が、このうきは市民センターは、耐用年数にはまだ達していないとはいえ、様々な故障が発生しております。想定以上に傷んでいるんじゃないかなと想像しています。

この市民センターの改築等を検討する必要があるれば、ぜひ浮羽町の中心地、中心部分の長期的な視点でのまちづくり議論を始める好機じゃないかと考えます。近隣にかわせみホールもありますし、ちょっと遠いですが、うきは駅もまあまあ近いところです。そのほかにも、国道沿いでも廃業したお店もあつたりとか、公共施設だけじゃないような、そういうことも考えたらということもちょっと考えてこの質問をしております。

3番、4番は市長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君）　じゃ、市長から。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君）　図書館運営及び市民センターの建物について、大きく4点の御質問をいただきましたが、その前に不登校児童・生徒の学習機会の保障等について、先ほどいろいろお話をいただきました。

教育長から現状等については一定答弁をさせていただいたんですが、高松議員から今回、様々な御質問と御提案をいただく中で、私なりに少し考えた部分がありましたので一言だけ申し上げて答弁に移らせていただきたいと思います。適応指導教室に通う方の御質問の中で、本市で開設している適応指導教室にちょっと行きづらいから、よそのまちだったら行けるかもというようなお子さんがいらっしゃればというような話でしたが、まさにその部分は共感する部分がございますので、教育長とも少し話した上で、他市の開設状況であるとか、そこに本市の子供さんが行くことができるのかということについては調査研究をさせていただきたいと思っています。

あと、民間のフリースクールに通う人への支援ということですが、財政課長に確認したところ、現状そういった補助は本市ではない状況です。大野城市さんが2024年4月からやられているということですので、大野城市さんの取組等を少し研究させていただいて、本市で何かできるような、経済的支援になろうかと思いますが、そういったことについて取組を検討させていただきたいと思います。

最後もう一点が、不登校児の健康診断、教育長の答弁を聞いておりますと、現状として来てもらえればやれるんだけどということで、議員が御指摘のとおり、来れないから不登校なわけでありますので、そういった形で、これは医師会の先生方とも御相談になるかとは思いますが、あと、教育長、教育委員会、そして、本市の保健課等とも意見交換をしながら、何らかの形で不登校の児童の健康診断についても取組は考えてまいりたいというところをお伝えしておきたいと思いま

す。

すみません。終わりました、図書館について、大きく4点御質問いただきました。

まず1点目の、開館時間の短縮と運営上の工夫等については教育長に答弁をさせます。

2点目も教育長ということでしたが、雇用状態の関係ですので、この2点目について、また、3点目の図書館を含むうきは市民センターの水道故障について及び4点目の市民センターの改築等の検討、浮羽町中心部の長期的視点のまちづくり議論については私のほうから答弁をさせていただきますので、まず1点目は教育長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の、開館時間が短縮されたが、運営上の工夫で元に戻す考えについての御質問ですが、現在、令和7年4月から図書館の開館時間を9時から10時に、閉館時間を19時から18時にしております。これは国を挙げて推進されております働き方改革という時代の要請に応えるため、近隣自治体の図書館の開館時間を比較するとともに、図書館の利用状況を検討し、総合的に判断したものであります。開館時間を短縮することで、図書館職員の労働時間を見直し、心身の健康維持を図り、活力に満ちた状態で業務に当たることにより、業務効率の向上を図ることができると考えられます。

御質問の開館時間を元に戻すことにつきましては、現在のところ、利用時間の見直しを行ったばかりでもあり、利用者から開館時間短縮に関しての御意見も伺っておりませんので、現時点で開館時間を元に戻す予定はございません。

今後も利用状況や市民の皆様からの御意見を継続的に把握しながら、時代の変化に対応しながら、地域に必要とされる図書館として、よりよいサービス向上に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 2点目の図書館司書の雇用状態が適正ではないというような趣旨の御質問ですが、会計年度任用職員につきましては、令和2年度の地方公務員法等の改正を受け、新たな任用制度への円滑な移行を行ってきたところでございます。この際に、従来の臨時・非常勤職員の賃金水準を参考としつつも、法令に基づいた適正な報酬設定を行っているところでございます。

本市では現在、図書館には正規職員1名が一般事務として事務処理、経理、施設管理等の業務を担い、図書館司書については会計年度任用職員が担う形で、業務を適正に分担しながら図書館の運営に当たっているところでございます。

会計年度任用職員である図書館司書の報酬水準につきましては、令和7年度、本年度から近隣市である久留米市の状況を参考とし、月額報酬の時間当たりの単価を引き上げるなど、近隣自治体との均衡に配慮した報酬設定に努めており、現状においては久留米市と同等の水準を確保して

いるというふうに認識をいたしております。あわせて、勤務時間の設定につきましても、現場の実態や職員の意向を踏まえた上で決定してきたところでございます。

職員の処遇の在り方につきましては、その業務内容や責任の度合いなどを踏まえ、常に見直しと改善が求められる重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

今後も本市といたしましては、制度の適正な運用を図るとともに、よりよい処遇の実現に向けて、引き続き検討と改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目のうきは市民センターの水道故障についての御質問ですが、5月19日から井戸、水中ポンプの故障により水が出なくなり、利用者の皆さんには大変御不便をおかけしてしまいました。その後、仮復旧いたしましたが、能力的にワンフロア分しか送水できないため、図書館が開館している時間帯は1階部分のみを、図書館休館・閉館等の折には2階、3階に絞って送水を行っている現状でございました。

本日、ポンプのほうを納品、工事等ができましたので、今、この時間帯ぐらいかというふうに思っております、整うというふうに聞いておりますので、今日明日中には何とかこの取替え工事が完了するというふうに思っているところでございます。御迷惑をおかけいたしました。

4点目のうきは市民センターの改築等の検討は、浮羽町中心部の長期的視点のまちづくり議論を始める好機となるのではないかという御質問についてでございますが、うきは市民センターは旧浮羽町の庁舎施設として平成元年に建設され、平成21年度に図書館を兼ねた市民センターとして改修工事を実施したところでございます。

同施設の管理方針といたしましては、令和8年度末が期限であるうきは市公共施設等総合管理計画に基づき策定した個別施設計画の中で、行政施設として集約化済みのため、施設の長寿命化対策を行い現状維持に努めるというふうに示しております。

議員のおっしゃる浮羽町中心部の長期的視点のまちづくりの発想は、私も大いに共感するところではございます。一方で、近隣の施設として一部使用制限をかけておりますかわせみホールの方の今後の在り方についても検討していく必要があるというふうにも認識をしているところでございます。

長期的な視点のまちづくりを推進していくためには、このような複数の施設を一体と捉えて今後の活用の在り方を考えていくことが肝要だと考えておりますので、令和9年度からの新たな公共施設等総合管理計画を策定する中で、今後の方針についてはしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 図書館のことの前に、先ほどの続きで答弁いただきましてありがとうございます。他市の適応指導教室との連携といたしますか、協力をしていくこととか、健康

診断のこと、それから、市外のフリースクールへの経済的支援についても研究していただけるといことで、これは子供さんたちを応援するためですので、子供を大事にするうきは市の権藤市政としては、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

図書館についてなんですが、まず、開館時間についてです。その前に、図書館の重要性というのをちょっと、またかとおっしゃるかもしれませんが、利用しないと、このよさ、重要性が分からない一方で、利用する方がなかなか増えないということなので、ぜひ利用していただくために、少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、本は生まれてすぐの赤ちゃんからお年寄りまで年齢関係なしというのを、NHKの日曜日の朝、ラジオで言っております。成長初期の発達に重要な役割を果たすブックスタート事業や、子供たちへの読み聞かせ、それから一般への本の貸出し、それから憩いの空間の提供など、これはごくごく一部ですけど、重要な役割を担う施設ではありますが、効率とか、ちょっと私忘れていたんですけども、職員さんたちの働き方改革ということで時間短縮したことは仕方がないことと一旦私は納得していたんですが、利用者の方から、9時の開館で寄っていけばその後の用事に間に合っていたんだけど、10時になったら間に合わないとか。帰りも、7時までやっていたら間に合ったんだけど、6時だと間に合わないとか、そういう声が聞こえておりました。

図書館には直接はそういう訴えがなかったということなんですけど、私このお話を伺ったときにその御本人にぜひ図書館に直接おっしゃってくださいと言ったんですが、まだ行かれていないということかなと思います。恐らく病院の待ち時間ですとか、パート勤務の昼休みに本をお読みになるとか、そういう方もおいでじゃないかなと思っています。

図書館を利用なさらない人にとっては、1時間ぐらい関係ないんですけども、週に一度でも朝寄っていかれる、夕方寄っていかれるという方にとっては大きなストレスになっているのは違うと思います。

変えたばかりで、すぐ戻すのはということはありませんけれども、市民サービスの向上という点で、職員さんの働き方改革を逆行させないような工夫があれば、できればやっていただきたいなと思います。その辺、検討の余地はいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員が御指摘のところですが、9時から10時、令和5年ですけども、この9時から10時の間、朝1時間ですけども、短縮したこの1時間ですけども、平均利用者が7名でございます。夕方の18時から19時までが年間平均が5名、利用者は5名でございます。これは令和6年度も、朝の9時から10時が平均7名、18時から19時は平均5名ということで、日中に比べると非常に利用者が少ない時間帯ではございましたが、議員が御指摘のように、この開館時間、閉館時間の短縮だけではなくて、様々な声に耳を傾けながら、改善

できるところは改善をしてまいりたいと思いますので。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 今、教育長からは利用者の数のところを中心にお話しをいただきましたが、私のほうからはこの件に関しては先ほどの司書の雇用の適正化という面も含めてこの時間帯にした部分がありますので、その部分から申し上げますと、御承知のとおり図書館の本というのは、いわゆるCDショップみたいなところの有料レンタルと違って、期間は決まってはいますけど比較的長かったりとか、1週間とか借りれたりとか、あとは複数借りれたりとか、延滞料が発生しなかったりとか、あと、今返却にポストを用意しておりますので、商業施設等でポストで返せたりとか、様々図書館も工夫して取組をしておりますので、今までの習慣的な生活サイクルに合わなくなってしまったという御意見もあるかもしれませんが、逆に申し上げますと、新しい図書館の運営時間を基にされて、この図書館の様々なルールを活用いただいて、御自身の生活サイクルの中に合った形で御利用いただけるようにお声がけもいただけるとありがたいなというように思いもございます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 割と年配の方に多いんですが、習慣を変えることの難しさというのはあると思います。じゃ、そういう方に対してどういうふうにその時間が短くなった分、不便を感じないで済むように工夫できるかということは、これからは図書館には考えていただいて、無理のない範囲でできるんだったらやっていただきたいなと、私も知恵を出して図書館と話をしていきたいなとは思っています。

ちょっと時間が少なくなってきたので先に進ませていただきます。

図書館の司書さんが会計年度の方だということについてなんですけれども、市長答弁にもありましたみたいに、正規の職員さんは事務職の方お一人で、何でもかんでも事務はこなしていращやる、大変有能な方で頑張っていращやるんだと思います。そして、それはうきは市に限らず、司書さんが会計年度だということは、多くのところがそうです。一方で、司書として専門で、正規の職員で図書館にずっと勤めている、勤めることができるという自治体の中にはあります。その差は何かというと、やっぱり図書館がどれだけ市民の方に重要視されているか、それから、市のトップがその図書館の重要性をどんなふうに考えているか、そんなことが関係するんだと思います。これまでの在り方を大きく変えることになると思いますので、そこはぜひ御検討いただけたらなと思います。

これは図書館の司書さんに限らず、専門性の高い保育士さんだとか、ちょっと今度忘れていますが、幾つか専門職で会計年度で入られている方がおられると思います。そういう方についての職種といいますか、それを新たにつくる必要が出てくると思いますので、そこら辺はちょっ

と、これは要望です。考えていただきたいなと思います。

それから、建物のことですね。過去には、1階の天井からの雨漏りとか、天井の一部が落ちてきたりとかいうようなことが1階でありました。もしかすると想定を超えるような傷みが起こっているのかもしれないなという心配をしています。これは点検するのにどれぐらいの費用がかかるかちょっと私分かりませんが、一度調べてみたらいいんじゃないかなと思います。

それから、浮羽町中心部の活性化のためにということも申し上げましたが、公共施設だけじゃなくて、あの辺一帯を大きく、まちの発展のためになるような、そういう大きな意味での都市計画、まちづくりを考えるのを、行政だけじゃなくて——高木市長のときには、こういうのは市が主導してというのをおっしゃっていましたが、住民の方も巻き込んで、浮羽町部分ですから、浮羽町部分の中心部として、本当に長い目で見てどんなふうなまちづくりをしていくか。そこだけじゃなくて、そこから波及して周辺部分まで活性化できるような、何かそういう方向性で考えることができたらいいなと思って、これまで何回も提案してきましたが、くじ引民主主義というやつですね。市民の皆さんのある一定の年齢以上の方、できるだけ若い方からがいいですけども、無作為抽出で案内を出して、これこれこういうテーマで集まってお話をしましうと。そこでいろんな意見を出していただいて、一回こっきりじゃなくて、何回もやって、長期的なまちづくりについて考えるという。

現在、うきは市の次の総合計画、基本構想を作るのが始まっています。先日、ワークショップに私も参加させていただきました。いろんな意見が出て、それを吸い上げて、コンサルタントの方が計画に反映させるんだと思いますが、もっともっと広く意見を聞くと、より長期のことが考えられるんじゃないかというふうに考えます。ですから、基本構想の作成にはもう取りかかっていますから、その先のことまで考えるような、そんなことを今始めてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 様々な視点から御意見や御提言をいただいたというふうに思っております。

市民センターについては、先ほども申し上げましたように、現状の市の総合管理計画の中で、しっかり活用して長寿命化をしていくんだという方向性、これは私も同感な部分でありますので、浮羽町、浮羽町域の中心となる建物になると思っておりますので、図書館を含めてしっかりと活用できるように、必要な修繕等は今後も行っていきたいというふうに考えていますし、また、以降の考え方については、9年度以降に発行する新しい総合管理計画の中で示されるものだというふうに認識をしております。

その中で、様々な視点からまちづくりについてお話をいただきましたが、私自身も今、もうす

ぐ1年でありますが、市政運営を担わせていただいている中で、今、高松議員からおっしゃられた部分、なるべく広い範囲の御意見を伺うということではできる形で一定今進めているところでございます。その最たるものが、浮羽町域の学校再編の在り方の検討委員会ではないかというふうに思っております。学校行政と、あと、うきは市の方針として、こういった学校をここに建てます、一気にやりますとかということをやろうと思えばできるんですね。ですが、しっかりと地域の皆さんとの合意形成を図る、そして何よりも、学校に関しては子供が使う施設ですので、先ほど、前の質問で高松議員がおっしゃったように、不登校の子供の目線で物が見えていますかというのと同じように、学校をつくるのであれば、学校を取り巻く大人たちの目線も一定必要ですが、それよりも学校に通って、これから大きくなっていく、そして学校を活用していく子供たちの目線が必要じゃないかということで、今、地域に落として、そして、保護者の皆さんだとか学校の先生方だとか様々なステークホルダーの皆さんにお集まりをいただいて検討委員会を立ち上げて、一定の諮問をさせていただいているところです。

ですので、今後の、特に令和9年度に更新をされる新たな市の総合管理計画の策定や、その後ですね、議員が先ほど御指摘をされたその後の、恐らくそれぞれの施設にこれまでのように個別計画ができて、それぞれが進んでいくと思いますが、そういったところにはそういう幅広い皆さんのお声が届く。そして、幅広だけではなくて、今申し上げたように、幅広にやればやるほどたくさん意見が集まっていいんですが、これは逆に言うともとまりがつかなくなるというような弱点もあります。ですので、でき得れば——議員は今若い方々と言いましたが、決して若い方々だけではないと私は思っています。施設やその地域などに、一番利用されたりとか住んでいらっしゃったりとか、そういうような、一番そこに携わられる方の声が反映されるような、そういう意見聴取の在り方については、議員がこれまで何度か御指摘をいただいているくじ引民主主義的なものも含めて、今後の在り方については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 私、時々提案しているこのくじ引民主主義というのは、何か施策を決めるため、もちろんそれが主目的ではあるんですけども、それを行うことによって、多くの市民の皆さんに市政に関心を持っていただいて、そこから御自分たちでいろんなことに取り組む姿勢ができてきたりとか、そういう広い意味で、何といいますか、民度が上がるといいですかね、ちょっと民度という言葉は曖昧かもしれませんが、非常にいい効果も発揮する方法ですので、ぜひ何かで取り組んでいただいて、ああ、これがいいなとなったら、それをさらに拡充するみたいなことも考えてみていいのかなと思ったりしています。

学校再編もまちづくりのことで、そこに多くの意見を取り入れていただいているのは非常にいいことだと私も思っています。学校しかり、かわせみホールしかり、そこを利用される方、関係

者の方の意見を取り入れるのはもちろんなんですが、関係者以外の方だからこそ気づく部分というの中にはあつたりしますので、その辺を活用するということもちょっと考えていいのかなとも思います。

そういう意味で、コンサルの方がどんな方なのか、金太郎あめみたいな、型にはまったようなものをつくっていらっしゃるのか、新しい視点を入れてうきはにぴったりのものをつくっていただけののか、その辺を、今この基本構想、次期の総合計画策定の仲間に入れていただきましたので、これをしっかり見ていきたいなと思っているところです。

ちょっと時間もまだ残っていますが、僅かなことなので、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

.....

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日は午前9時から一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時00分散会
